

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-28

## 日本漂流譚一2

石井, 民司

---

(出版者 / Publisher)

学齡館

(発行年 / Year)

1893

日本漂流譚

二

小國民主筆石井民司先生編述

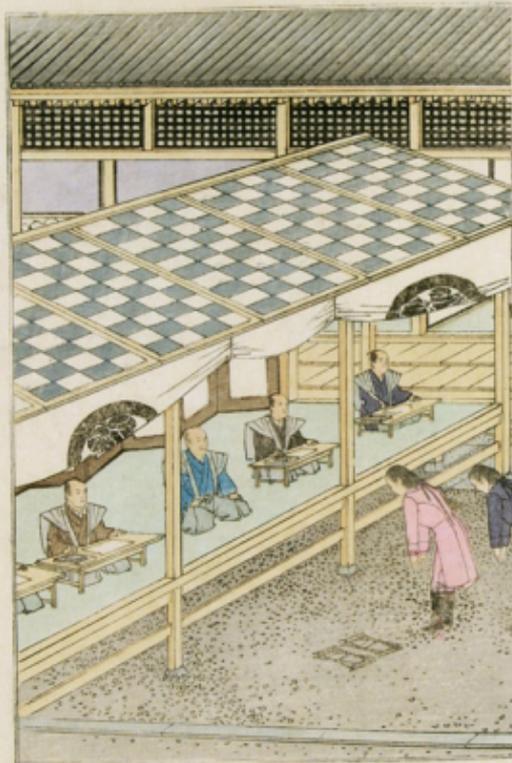
# 日本漂流譚

第二

東京

學齡館發兌





第二編自序

享和元年九月二日南蠻船一艘肥前黒瀬沖ニ漂着ス乗ル  
所九客アリ日ヲ始メ四十四人纔チ知問ニ解キテ世禮別  
ニ向ヒ洋中颯ニ遭ヒ死亡幾ント盡キ今斯ノ如シト平戸  
藩事ヲ幹シ之ヲ硫黄島邊ニ護送シ收ムル所ノ質ト戎器  
ヲ還附シ薪水ヲ給シ放テ其歸航ヲ諭シ始テ沿岸ノ警備  
ヲ解ケリ抑夫ノ漂客ハ何人ソヤ久シク饑渴ニ苦ミ形瘦  
セ骨立チ自ラ起ツ能ハザルノミナラズ過半ハ婦女幼童  
ナリ事知ルベキノミ而ルチ我之ニ應ズルニ小早船鯨船



傳馬船ノ屬六十九艘士卒五百七十餘人ト之ニ稱ヘル器  
械ヲ以テス何ゾ其海事ニ怯ニシテ兒戲ニ類スルヤ殆ン  
ト言フニ忍ビザルナリ事小ナリト雖モ推シテ我國當時  
ノ形勢ヲ察スルニ餘リ有ラン唯此時海運未タ開ケズ國  
人未タ宇内ノ大勢ヲ知悉セザルヲ以テ彙卵中ニ在リテ  
能ク晏如タルノミ今日ヨリ之ヲ觀レバ豈悚然トシテ寒  
心セザルヲ得ンヤ今ヤ海事ノ元氣ハ盈滿シ遠航ノ船艦  
常ニ洋上ニ旁午シ復タ舊觀ヲ留メズ洵ニ雄ヲ五洲ニ稱  
スルニ足ル然リト雖モ今日ノ敵ハ半死ノ漂客ニ非ズシ

テ起々タル健兒ナリ敗餘ノ漂船ニ非ズシテ峨々タル鉄  
艦ナリ若シ一着ヲ誤レバ僅カニ薪水ヲ給スルニ止ラズ  
宗廟社稷ヲ舉テ彼ガ航行ノ資ト爲サルヲ得ズ嗚呼今  
人ノ百年前ノ形勢ヲ觀テ寒心スルヲ夫レ斯ノ如シ遠ク  
千百歳後ノ人チシテ今日ヲ觀セシムレバ果シテ如何ノ  
感カアル第二編ノ成ルニ際シ古今ノ形勢ニ感アリ錄シ  
テ序言ニ代フ

石井研堂識





第一編  
一 旅費の人は旅費を預け、一時的に旅費を預ける  
二 同様の人は旅費を預け、一時的に旅費を預ける  
三 旅費の人は旅費を預け、一時的に旅費を預ける  
四 旅費の人は旅費を預け、一時的に旅費を預ける

石井 民司、編述。

李 漂 流 記 第二編  
第六 常 人 安 南 に 漂 流 し 同 船 に 逸 遁 し て 歸 國 す。  
夫 れ 船 海 に 從 事 す る も の は 若 海 を 以 て 家 と な し、一 たび 親 を 解 き た る  
以 上 は 覆 没 し て 魚 腹 に 葬 ら る、か 飲 食 を 絶 ち て 餓 死 せ ん か 將 た 豫 定  
の 日 に 安 全 に 歸 航 せ ん か 豫 め 知 る べ か ら さ る な り。 さ れ は 其 業 の 危  
險 な る こ と 甚 し。 然 れ と も 一 貫 金 の 貯 蓄 を 欠 け ず、数 千 里 外 の 異 郷 に 渡  
り 世 人 の 未 だ 夢 に も 見 聞 せ さ る 珍 説 奇 話 を 齎 し 來 り、再 び 一 家 團 樂 の  
席 に 談 笑 す る 樂 々 を 得 る は 九 死 に 一 生 を 得 た る 漂 流 者 に 非 さ れ ば 能  
は さ る な り。 是 に 於 て か 知 る 人 生 の 大 快 樂 は 大 危 險 の 中 に 在 り て 存  
す る こ と を。

大東海岸一帯の地なる下總國銚子浦より常陸國磯原浦に至る僅かに十數里の間を航らんとする海上に於て一朝無慘の虐風に遭ひ幾多の酸苦を経て遂に安南に漂着し圖らずも奥州小名濱の漂客三人と邂逅し二人は客地に病死し歿る七人慈なく清國商人の救助を受け再び我が長崎に還るとを得たる其の事の始終を尋ぬるにこれより先き常陸の國水戸藩磯原村船頭禪宗左源太年三十五同水主禪宗友七年四十九庄兵衛年四十一法華宗吉四耶年三十八善右衛門吉十耶の六人同村彌八耶の持船なる十一反帆艦宮丸に乗組り明和二年（西暦1765）十月十五日奥州小名濱に渡り牧野越中守の米六百二十俵をうけとり同しき二十五日に荷積みを了り同日の黄昏時に帆を揚げ同廿九日九ツ時（西暦1765）下總國銚子浦に着船し十一月朔日に積荷を悉く陸揚げして浦役人の受取証を限り同月五日辰野に歸帆の程を解きけるが折ふし風は順ひ帆は吹る船是れ飛ぶか如くにぞ走りける

船は迫手にまかせつゝ北方さして走りゆき凡そ六七里も来りつらんと思ふころ西南の暴風俄かに起り東の沖へ吹き流されければ急に帆をろし碇を二つまそれろしたれども更に其の甲斐あらざれば帆柱を切り倒し貨物を投げ棄て少しにても風の勢を殺さんとするに激浪高く進りて潮水船中に打込むにぞ一同力を極めて之を汲み出せども一升波む間には一斗も溜り逆も力に及はされは今ば是れまそなりど一同覺悟をさため唇を切りて神佛に祈誓をこらし大綱をたらしにひかせゆくより外はなかりけり

かくて東北の方へ吹流されつゝ定かに何處とは知れねど奥州相馬の浦にもやあらんと思ふ沖に至りしは六日の暮方にして風少しく静まり西北の向きに變りけり曾て古より難風に遭ひて北洋へ流され

し者は生きて歸れる例なく、西南に流されたる者は恙なきを聞き及  
 べるにありければ此風こそ我等を助くる神風ならりと、少しく力を得  
 て碇のたらしを引揚げ、帆桁を挽きて柱となし、十二反の帆をは八反に  
 作りかへ、東南の方へ吹かれつゝ、早筑波の峯を望むも遠かるまじと、心  
 ひそかに喜びしに、又八日の日暮より、北風大に吹き出し、且つ大雨さへ  
 降り加はり、西南の方へ走ると全く二日に及びぬれば、島山等の目にさ  
 へざるものは少しもなく、夫より西北風に變りて、十一日まで走りつり、  
 是に於て全く方位を失ひ、同夜より十二日までは、酸風辛雨に雪を交へ  
 て西より吹き暴れ、東洋と覺しきに流されければ、綱は全く縦ち流るゝ  
 まゝに引かすれども、風はいよゝゝ當り強く、船傾きて今にも覆らんと  
 するにぞ、又帆桁をも切り折り、傳馬船を突き放して、放流し、所詮人力の  
 安ふべきにもあらず、唯生死を天に任せんものと、三日三夜が間、吹き流

され、何處の海上とも知らず、深ひく今は全く生きて還るべき留りの綱  
 も絶れ果てけり。去るはとに十五日の五ツ時頃、風少し和ら  
 きたれば、垂らしの綱を取上げ、さきに切りすてたる帆桁の船中に倒れ  
 てありしを、これ幸ひと水掉等を巻添へて、柱を作り、切り残りの帆を僅  
 かばかり掛け、西南さ  
 して走りたり。

帆米は始め五斗許  
 り備へ、飲水は銚子に  
 て汲り入れたるのろ  
 なれば、此時すでに乏  
 しきを告げぬ。一同  
 は今後の程も圖り知



りがたければ先づ此二品を節するこそ肝要なれと談合して水桶には錠を施し妄りに飲むとを禁じ降雨の時には器物を殘らず出して筆を承け留り米は六人にて一日一升ほどづゝ炊きて食となし薪も全くつきたれば船具を磨りて焚けるが食物の乏しきたため力脱けて薪割るにだも困じけり。

十三日より来る日も来る日も西北の風休む時なく廿三日に至るまで同じさまにてありけるが暮に見知らざる大鳥の船艙に近く飛び翔るを見て何れもあやしむさてくかくかはりたる鳥を見る上は故國を去ること必ず遠かるべし哀れ天運拙き身の上かな。など打ち語らひて互に袖をまほりけり。さて廿三日の四ツ時時分より東風に舟は中西の方へ流れるが此時は糶米益乏しく一日に米五合位づゝを炊きて六人の食に充て其後は漸々其量を減じ米二兩り位づゝを

六人一日の食に充つることゝなりぬ然るに船といふ魚の船の前段に浮み躍るを見つけしかばこれ誠に神の興へ玉ふ所するべしと板釘をぬきて鈎となし麻苧にて綸糸をつくりいさゝかの餌を付けて波間に投げ試みしに三日にして三尾の獲物ありしかば之を食として食糧四日分を食ひ延はし船は東風にて毎日西へくく漂ひぬるに十二月十日の朝に至り始めて一點の山を見ることを得たり。されは六人皆大に喜びかしこには必ず人里あるべしとて頼へる脚をふみしめく辛く身を起して船を寄せけるに口惜しや人の氣もなき焼山の島なりけり。其の島のほとりに猶六七島もありしかど何れも無人の荒島なりければ一同又も大に力を落したり。されど斯く小島のある上は此より西の方には定めて國土のあるべしとて少しく元氣を取り直し風に任せて晝夜の別なく走らせたり。此時は船中六人の食物は僅かに米

一升五合許あるのみにて平日の一日分たも足らざるなり。如何に湯の如き粥を啜るとするも、今より數日にて食を得る道なければ六人は見すゝ餓死するの外なし。日毎に炊く二斗握りの米は己の肉を割きて啖ふよりも尙切なく、力なき頭をもたけて、四方邊に見やれども、唯目を遮ざるは波濤の高く立つのみにて、島てふ島の影たに見えず。かくては何時陸地に寄らるべしとも覺えねは、寧ろ一ト思ひに入水して此苦みを避けんかと思ひしことは度々なれど、又然々と思ひかへせは同じく死なば船中に枕を并べて寤るべし、若し死骸を載せたる船のいづくにか漂ひて陸地に着することのありもせんに、萬一其の地の日本國ならは我等が最後の有様を、あはれと吊ふ人もありなん、假令然らずして萬里の殊域なりとも、其の地の人に大日本國男兒の死骸なりと知らしめんこと亦快よからずや。と萬苦の中にも唯一片の大和魂を

失はずして水窟の糞尿と滑えんことば思ひこままりぬ。

陸地を見るは今日か明日か、日々首をさしのべて七夜はかりを明す程に十七日の五時餘、西南に當りて霞の如く山を見しゆ、一同のよろこびいはんかたなく、直に彼の山さして近づきしに、漁船一艘見付けたり。始め先月五日に吹流されしより東へ流れ南に漂ひたゞの一日も安き心なく、四十餘日が間うき艱難を重ねつゝ、始めて人を見しとなれば、其なつかしきといかばかりぞや。聲高に呼びて救を乞はんとすれども、久しき飢乏疲れにて思ふやうには聲もえ立てず、筥をとりて搦がんとすれど、力失せてそれたにかなはず、足立ちおたくて度々倒れけり。左右する中に彼の漁船は此方を見て、忽ち何處ともなく漕ぎ去りしかば、兎も角も汀に漕ぎよせんとするに遠淺にて近よりがたきにぞ止むことを得ずして、岸より遙かに隔たる所に碇をれり。

し先づ一兩人上陸して様子をみるべしとて、米を買ふために四百文の  
 錢を携へてんまとてもなければ、普右衛門庄兵衛二人はだかになり、衣  
 類をさしげ船中にては脚も立たざるほどに疲れ衰へたる身の陸に上  
 る船しさに覺えず足をほこびて安々と打渉り岸へどこそはつきにし  
 が二人の上陸を見つけ手々に竹槍山刀を携へて七八十人打揃ひ釘を  
 指して来るあり。其の體たらく、惣髪にて齒黒く何か赤きものにても  
 食ひたらんやうに口の兩端に赤き汁付きているじうれそろしき有様  
 なりければ、兩人一時は大に驚きしかど、今となりては、たとひ違げん  
 するも違はずまじ、飢えて死するも彼等の手にかゝりて死するも、死する  
 に二つはあるべからず、鬼なりとても如何はせんと、吃と心を定め、れづ  
 れづ近よりて言葉をかくるも少しも通ずる氣色なし。よりて庄兵衛  
 身をかわり、砂上に日本水戸國と書き示せば、本の字不審の標なりしゆ

る、眞字に書き或  
 めしに、はじめて  
 了解せし様子  
 見えたるに、甚  
 た飢に逼りたれ  
 は何にても食物  
 を給はれど、仕形  
 にて乞ひけるに  
 彼も種々の辭を  
 出せども何を言  
 ふやら一向に通  
 じざるゆゑ、庄兵



衛は舟に廻り、平  
 の仔細を告げ、左  
 平太十三郎も上  
 陸し、米の字を砂  
 に書き示せしに、  
 直ちに米四升ほ  
 ど持來りて與へ  
 けり。餓虎に肉  
 を見するの聲に  
 もれず、久しく餓  
 ゑたるとなれば、  
 米を見るより直

ち打ち寄り、ト握りつゝ取りて、知張り、尙ト握りをかまんと手を  
 かけしに、土人ども其手をねさへ生米は腹に中るべければ飯に炊きて  
 食すべしと仕形するに、此方より船中にも猶二人残り居れば、其者に  
 も與へたしと、仕方にて知らせ船に持ち行き、て少しづつ、嚼ませ、残りを  
 は飯に炊きけり。然るに土人ども幣を持ち来りて、與へたれば、陸上の  
 四人にて先づ之を少しづつ、食ひ暫くありて、日暮方又かゆを與へられ  
 けり。此時一同の喜びは如何なりしか、中々筆紙につくし難し。然る  
 に其日も暮れて夜となりしに、角柱に穴をあけたる足かぜを持来り、四  
 人の足を片々づゝ、一ツ木にはめ、兩端を繩にて縛りけり。もとより逃  
 げよと逐廻さるゝも、立居もならざる者のろなれば、如何なる憂目に逢  
 ぶも手向はん術もなく爲さるゝ、おまゝに打ち任せ、此夜はヤボて濱邊  
 の砂丘に打ち臥しけるこそ哀れなれ。

明る日、残りの二人をも船より上げ、足かぜをはめて、六人同座せしめ、  
 一人づつ、襦袢にして改めぬ。此時漆客の腹中に金子九兩ありしが、空  
 しく取上げらるゝは、いたましゝとて袖より袖へと次第に送り、遂に隠  
 し果せるが彼と我との言語の通はぬは、此計を成すに最も便利を與へ  
 たり。土人ども、衣類荷物等を改めて持ち運び船を海より川の内へ引  
 き込み、其の中になきつる四貫の鏡をも没收して、一同を砂上に置くと  
 七日に及びぬ。此間の食事は會長にて調へたるを食せしなり。始め  
 の程は八十人はどの番卒なりしが、彼には六七十人となりぬ。其の地  
 の氣候は冬にも似ず、日中は早り強く、堪へがたければ、土人が作りたる  
 さゝやかなの日除にて、僅に暑氣をは凌ぎけり。

廿三日夜五ツ時、砂の野に一同の足かぜをとき、二三町隔りたる村落  
 の空屋に連れゆきて、村役人ども思しき者の家へ引き出し、何事やらん

種々尋問の有様なれど、少しも通ぜざれば、何と答も出来かねしに、其後は廿五日まで纏にて片足づゝしはられて、空屋に暮し、遂に此處にて新年を迎へぬ。

抑も此地は南安國、マイニナ濱と稱する村にて、人家五六十軒あり。

家作は悉く草ふきにて、内は大脱土間なり。寢所は床の上にござを敷きて、其の上は伏し、戸は革に押練を當てたる廻戸のみにて引戸とは更になし。正月の有様、葉竹一本づゝを門に立て、新衣を着て互に祝賀を言ひかはすこと、をさく我國に變るとなし。唯我國ほど角立ちて見えざるのみなり。男女の正月の遊びにさきてうに乘るを見し、其法細竹二本を下げて板の兩端へつらぬき、下より横にてどめ板の上に二人づゝ乗り突き、れとして振り搖かし、後には乘る人自ら振りて遊ぶなり。

十五日よりは、人夫二人づゝ、濛客につき、訪ひて、近所の家々を廻り、米を乞ひて之を食することゝなりしが、今日まめの食事は前に沒取せし四貫の錢にてや賄ひけんじといふかし、かくて日數ふるまゝに漸く心安き家も出来たれば、春挽の手傳などをなして、米を乞ひ、壽命をつなぎけるが、二月に至れば、何事にか此地往來の人いと繁くなりて、中には足を止めて、濛客を観るもの多かりしが、たまたまコクタランサンといへる清人あり、我國の言葉にて談話などせしゆゑ、何れもなつかしきと限りなくまづ歸國の便りを問ひたるに、いと心易きとなりて、同道して役所に至り、何事か役人と談じて立歸りけり。さていよゝ長崎に歸るを得べきや否やと問ひたるに、唯易きとなりと答ふるのみにて、何れへか行きけり。其後二月廿三日に至りて、彼の人再び來り、いよゝ日本につれ歸るべければ、先づこゝより南方十五里ほどに當れる、ホイ

アンといふ港口に往くべしとて廿六日に六人を率ゐて諸役人に分れ  
 を告げ共に此方の船に乗りて發せしが風順からずして各所に驛り内  
 川へ一里ほど引船して三月朔日に至り漸くホイアンの溪に着きぬ  
 翌日コククワンサンに従ひて役所に至りしが彼の役人ど語せる  
 所は何事なりけん六人の耳には更に通ぜざりしかども米錢等を給與  
 せられたるより推す時は航海中の手宛を乞ひ求むるの相談なりしな  
 るべしと思はれし。さて役所を退きて船中に歸りコククワンサン  
 を方にたのろ六月まで同船にてくらしむに其間に此方の船具の内大  
 綱引網碇水樽など同人の意にまかせて賣拂ひしかども代金は彼が受  
 取りて其の金額の幾何なりしやも告げ知らせず定めて此時までの食  
 費となりしなるべし。然るに此時清國商船十七八艘同港に碇泊した  
 りければ如何にもして之に船便を得よしや日本までにはたはずともせ

めては清國まで  
 なりとも渡りた  
 き心の切なれば  
 此の由コククワ  
 ンサンに相談せ  
 しに金あらは米  
 薪の費を船長に  
 前納し、いそぎ便  
 船を乞ふべしと  
 の答へゆゑこゝ  
 に一同熟議をこ  
 らし金四兩をは



同人に托し備へ  
 に周旋をたのろ  
 しに彼は其金を  
 うけとりて六月  
 十五日に船を出  
 でしまゝ更に歸  
 り來らず。され  
 は今まではまこ  
 どの恩人と仰き  
 方とも杖とも此  
 一人をのみ頼り  
 たりしに金を奉

ひしのみならず見すて、顧みざる不人情を思へば憤恨やるかたなく、且つは彼を信せし後悔の程何に喩へん様もなかりき。然るに奥州磐前郡小名濱のもの三人漂流して此地にありと役人よりのしらせに上り取りあへず三人にて訪問せり。萬里の波濤漂ひて辛くも此の地に吹着けられ、何れを見ても故國を思ふ種となり、思案に餘る折柄なれば日本國といふたになつかしきに、況てや僅かに十餘里をへだてたるばかりの隣國奥州小名濱の知人なりしかは奇遇とも奇縁とも更にいふべき言葉なく、唯父母兄弟にあひたる心地して、まほしか程は互にこれまその辛酸を語りつゞけ、且つはもろどもに異國の土となることかなど打歎き、一同涙を流せしむ、いつまでをやくも果てぬるなり、御身連の舟は損じたりとあらは、此方の船に同居したまへとて、彼の三人をほつれ、其後九人等しく、いふせき船底に起き臥しぬ。

さて彼の三人のもの、米懸を尋ぬるに、是も同じ年、神三の十一月、奥州磐前郡小名濱より下總銚子へ渡らんとて、十二端帆住吉丸に、同村沖船頭善四郎上乗七兵衛等六人乗組み、米四百三十俵を積りて出帆せるに、同夜半より逆風に遭ひ、困じはてける折柄、またも翌々朝に至りて、西風烈しくして、波の高きに楫を損じ、櫓を折り、逃退自由ならずして、米二十五六俵をのこせる外は、悉く之を海中に打ちちて、一同髪を切り、七兵衛の脇差を海中に投し、偏へに海神の救助を仰ぎ、けれども風向きは屢々變りて、其勢少しも怠らず、凡そ三十日はかり、波間いづくともなく漂ふ中、久しく雨ふらざりければ、十二日ころより飲料の水やうやくつき、善之丞甚四郎等は、はや渴死したるに、茲につゝろて、船の片隅に片つけれくなど、其悲しさはいふも中々愚なり。同廿六日の夜に雨少し降りたれば、端舟桶類ありとあらゆる器を

並べて之を承け溜め漸く数日の渴をしのぎ何國の洋とも知れず漂  
ひつゝ島の影だに目につかぬ水天一色の青海原に新年を迎へ丙戌  
年正月廿五日に至り始めて山を見出しければ一同勇みて乗り掛け  
しに翌日晝ごろに至り始めて陸に着くことを得たり。

三人は上陸してこゝは如何なる國やらんと四方を見め、  
遙かあなたの方に人家少しく見ゆるとき惣髮にして唐人の衣裳を  
なし各兩柄の鎧を携へたる五六十人押しかけ來り三人を取圍みし  
にぞ日本の漂流人なるをいへども互に言辭通ざれば七兵衛腰  
をかゝめて砂上に日本人無水と書き示し、に彼等は合點せしにや  
山陰に伴ひゆき水の出る處を教へければ之を飲みて渴を醫せしが  
其時役人あける者衆多の者を率ゐ來りて指圖をなし船具を以て濱  
邊に小屋を掛け船具衣服食料等を悉く遣はせて其外にれかせける。

時に船は日本に歸國するを得せしめよと書き示せども少しも  
通せず役人は其まゝ立ち去り幕方はり八九人の番人を添へ且つ資  
物を少し戻附り越したれば船は船具を焚きて炊きさゝのへ始めて  
帆をぞ察しける。  
翌日役人兩人來りければ船に死人三と書き示せしに五人の工夫  
を船に遣はさるゝにぞ與三郎久平次の二人伴ひゆき三人の死體を  
水桶一つに納め一里ほど隔りたる山中に運びて埋葬したり。此間  
に七兵衛一人留りて小屋にあり役人の檢査を受けゝるが所持金六  
兩二分錢一匁二百文ありけるを取上げ他の各品は封印して歸りぬ。  
二月二日のころ右の役人一人來り來手廻り物等を工夫に持たせ三  
人を三里ほどつれゆき安南國の内ンエツといふ村落の空家を渡  
し米雜品等を其内に積り入れ晝は十人夜は十四人つぎの番人を附

けれきけるが、其後乗すての船を解きたるならん、船釘を三包りと  
して送り届ける。

六月三日ころ、右の役人又來りて、荷物は入夫に持たせ、三人をは何  
處ともなく連れゆきしに、同十六日に至り、同國カイホクといふ  
村にぞつきにける。かくて直ちに役所に詣りしに、役人は唯三人を  
一見したるのみにて、一町ほど離れし空家に、入れ翌日又役所に呼出  
し、前に取上げたる金六兩二分と、帆十二端、碇四頭、釘若干を陳ねれき、  
何をかいへども、漂客には少しも通ぜざりしに、丁錢十匁を渡しけ  
れば、右品々を買上ると、と推量して之を受け取り、再び空家に歸り  
けり。此間番人一兩人づゝ、晝夜ともに剛添ひ居たり。

同十九日に役人來り、これより又他所に送致すべきなれども、道中  
甚だ難所多し、重荷は身の重ひとまゐるべければ、米を買揃ふべしと仕  
移するに、より丁錢六百匁に買り揃ひ、役人と共に那船に乗り、翌日上  
陸して、十四五里を行き、同廿一日又川船に乗り、同國會安といふに着  
きけり。即ち役人と同道にて、役所に出でけるに、先年より異國人漂  
着し、船住居せるものある趣なりしに、其異人とは圖らずも兼て、これ  
る常州、磯原村、佐平、太庄、兵衛友七、吉四郎、善右衛門なりければ、これよ  
りは、九人同じく船住居を爲し、共に力を併せて、歸國の願を立てにけ  
る。以下歸船までの事は、本談に併せたるを讀みて知るべし。

月も改りて七月十三日に、役所に出でせめては、清國までなりとも送  
り還されたしと、請ひしに、さして拒める色も見えざる故、十五日に又役  
所に赴き、同じき願ひを重ねしに、今年中には便船なしと、にべもにかわ  
もなき返事に、一同の望み水泡となり、袂のかわくひまもなし。唯、役す  
神あれば、活す神あり。コククランサンに放されし後は、不運を憐みて

目を掛け呉る、人甚だ多く、就中漢の傍に父子兩人にて住める一家の人々の如きは特に誠をつくして力を添へ呉れたるにぞ、或日一同往きて其厚意を謝しけるに種々の馳走をなし、且つ一同を率ゐて近所をあるき、米を乞ひて與ふるなど、全く久しき馴染のものゝ急を救ふに異ることなれば、一同も各自の宿の如くに思ひて、朝夕訪問せし程に、追々知人も出来たれば、其後は更なるゝ上陸して諸家の仕事助けをなし、僅はかりの米錢を得て、其日々々々を凌ぎけり。

さて此カイアン港は前にも記す如く、海口より一里ほど川上に溯りたる地に、して家数は五六百軒もあるべく、家々の構造は表通りは皆瓦屋塗、裏通りは草ふきにて、扉は二枚廻し戸を用ひ、内は少しの椽板を張りたる所あるのみにて、他は大概土間なれば、墨の如きは一切見ゆるとす。寺は三ヶ寺ありて、佛を甚だ大をらす。一寺の松樹は如來の彫にて、樹上に海國擊船と彫し、他の一寺の扉面には彫徳金山宮とあり、業師佛を本尊とし、前に關羽の像を安置せり。此土地の男女とも色白きと我國人の如くにて、人品賤しからず。中にも女は美麗にて、中以上の人は、しらすどんすの衣服を着し、官人と見ゆるものは、日傘をさしかけさせて出入せり。

此地にて、火を焚くに硫黄附木を用ひず、紙はくちにて吹き付くるに、暖國にて薪柴乾ける故にや、それにて火直ちに移るなり。四人の始め着岸せるとき、船道具を割り焚付くるに、附木なきため大に困難せしとあり。食事するときは、ソッホクと云へる直径二尺ほどの圓膳に、汁菜を入れたる、大皿三四枚を並べて、三四人づゝ集り、匕と箸を用ひて食へり。このころに、資者は米のみを用ひ、通常の茶は魚類或は豚鶏あひる等を常に用ふるが如し。又貴賤ともに木實と白粉と牡蠣灰をカブ

といふ木の葉につゝろ平生巾着の中に入れき時々食ひ或は刻みて  
煙草に交へ之を嚼み客人の饗應にも常に之を用ふれば赤き汁にてい  
つれも唇染み齒黒くなりをれり。四人のものも之を試みたる事あり  
しに少しく油みを帯びて口中甚だ爽かなりき。衣類は貧者は木綿中  
以上は紗綾を用ひ其仕立は清人と同じ。れしなべてかみ又は髭をそ  
るゝなく油を付けず男女共に同じ衣類をれども男はさしかねをはさ  
み女は耳かねを下けたるにて男女一見してまがふことなし。一日會  
安にて五歳許の女兒に初めて耳かねを掛くるを見しに釘の如き針に  
て耳たぶに孔をあけ血留の薬をつけ紙繻を買けども甚だしく苦痛も  
なきにや其の女兒は更に泣き悲しむこともなかりき。  
此國の氣候は大に暖かにて十二月の寒中にては我國の四五月の如  
く田稼種がどして乾ひよく全熟したり。而して農産は砂糖を第一と

す。稼作は一年に二回づつ採取取むるを以て一作は十一月に植て  
三月に蒔り一作は五月に植えて九月に蒔り一回蒔り取りたるあとに  
一回休み更なるを耕作するなり。始め種子をれろすには陸田に苗代  
を作りてまきつけ田植は我國の如くなれども倒に苗を持ち根を分け  
て送り手に植ゑ蒔る時は穂首のみを中蒔にして小束に束ぬ牛に踏ま  
せてからをれとし稲こきを用ふることなし。ある時清人に我國の稲  
こきを圖して示せしに彼の國も同様なりと答へたるとありき。田を  
耕すには二疋の牛に犂一挺を引かせ鼻取といふものなし。牛は我國  
の産に比すれば稍大きくして形少しく異なる所あり。鋤鍬まんのう等  
はほゞ我國に同じ。作物は麥稗少しもなく大小豆粟もろこし菜大根  
芋茄子なんはん夕たは西瓜等の類は我國に同じく野菜の語作は終年  
絶ゆるてなし。

此の時の物の價は米ならは我國の一升ほどにて清國錢十二文酒二十四文ほどなり。酒は其味我國のいり酒より辛く香氣鼻を透し殆ど此方の飲み得ざる如きものなり。木綿は上品にて一尺（一尺五寸）十五文ほどなり。安南錢は其形我國の鳥目に同じく政和通寶太平通寶等の文字あり。地金の質も色もあしくして碎け易し。清國人のはなしに亞鉛を混せて作る由なり。清國錢も多く交りて通用するを見しが金質善くして我國にてもしはく見當る錢なり。此國の定めは錢六十文を百文とするなればその一貫文は我が丁銀六百文に當るなり。トシタイクシの清國より亞鉛四百貫を積み來り當地にて賣り錢一万二千貫文をうけ取りたるときは漂客七人もたのまれて四五日間賈措しの助けをなせり。船は藤にてよりたるものなり。すべて通貨は漆のみにく如符なる知照符も銀千貫何万貫と數へて金銀の通用は

更にまきや小靴などは少しも見えざりき。此國の産物は砂糖を第一となし胡椒牛の角象牙たうきやう酸菓種の類其他孔雀鸚鵡鳥の如き鳥猫の如くにて尾長き獸等之に次けり。象を見しときは其牙至つて小さく見えしが抜き取りて賣品にしたるを見れば長さ四尺廻り九寸ほどもありき。此國人の他の人に對して禮するときは必ず起ちて兩手の指を組合せ腰をかまめ頭を下ぐるなり。太刀の柄ふち目貫鉾鞘等は我國の作りと同じくさやまきは我國の三度拵の如く巻金をぞになし柄と鞘を絲の兩端にてしはり左の肩より右の腰に下げ上衣に帯をさしゆゑに帯刀はなし。刺刀は小刀の如く裏は角にて柄を付け柄を引廻して鞘となしたり。清國人の用るも亦此と同じく見受けられぬ。履は皮をうちらとし羅紗ふゆす等のきれを甲とし木履は我國の如く鼻緒ありて足

のゆびに狹む。下駄も亦異なるをなし。わらんぞはからむしにて作り、乳は我國草鞋の如く爪先にかぶせてつゝみたり。棺のわらは細工物に用ひず繩綱等も、簾いちひふゆる竹などを用ひ特に大竹多ければ、川邊のかりやば竹の柱にて作るが多し。

滯在中葬禮を二度見物せしが、棺桶の上に美しき織物をかけ長さ六尺餘りの輿にのせ、周圍に金銀の飾物彫物あり。十六七人にて之をかつき、其他三四臺のこしに種々の作り物をのせ、戒名の如きをえりものに記して臺の上に乗せ、五六人にてかつき、長刀の如きものを兩方にわけて百本はども樹て、道具持は何れも種々の頭巾を被り、旗天蓋も左右に四十本はどたて、供男は藤布の如き粗目のものを被り、鉢まきをなし、帯も同じ布を用ひたり。女は一所に集り、周りに長さ二間餘横一間許りの幕を引きまはして行きければ、笑來の態は知りおたかりき。棺の

先に立てる左右の兩人は、飾を彩色して鬼の如く作り、鉄棒を持ちて警固し、僧十人はど鼠色のけさを着、胡弓三味線笛ひもりき太鼓小鼓其他名の知れざる樂器を鳴らし、調子を合せて通り、其勢凡そ三百人もあらんと思はれたり。此所の風俗にて、貴人死すれば、五ヶ月の間葬らず、家内に棺をとめれき、賤しき者も尸は其當坐に埋め、其後に格式の葬禮を執り行ふとさへぬ。

或日清人に誘はれ會安より三里ほど在郷に象を飼ひおけるを見物せしが、象五頭、幼象五頭ありて、丈は一丈許り、毛は鼠色にて、笹わら草等を食とし、見物人錢をまけは鼻にて一文づゝ拾ひ取り、脊に乗り居る人にわたす。其外鼻にて笹を巻きとるを見るに、鎌にて切りたる如く正しくすつかりと切るなど、いとめづらしう覺えたり。又象の脊に桶の如き荷鞍をかけ、三四人乗りて川邊に水かひに掛づるをも見たり。此

の象小屋に付けられ番人は官よりれるゝ者の如く思はれぬ。

これよりさき五月末より善右衛門痲病を患ひ來醫種々に醫薬を與へ療治すれども其効驗少しも見えず七月十五日ころより追々危篤に迫り同月廿四日四十四歳にて相果てけり。かくと役人に申出せしに鏡一丈文に棺を添へて人足二三人にて持ち來り墓所へ葬りくれけるが八月十三日より十三耶も亦同病にかゝりこれも藥石其効なく九月五日歳三十二にて相果て前の如くに埋葬の式を終へけれども此大は誰が身の上かと思へは心細きといふはかりなし。

此年はこゝにて消光し明けて亥年となりけるが忘れもせず二月十五日に清國四番の船頭トシタインといふ者着岸し深客の此處にありしを聞き知り本邦語に通ずる林宗徳といふもの同道にて翌日船に來り様子を見其翌々日使者一人を遣としてつかはし便船にて送還すべければ此に相りて秘劍を共にし出船の日を得つべしと傳へてり。其時のうれしさ有難さ地獄に佛の心地して一同に厚く禮を述べ同十八日より七人歿らず上陸し其救助を受くることなりけり。トシタインシ、タイフウサン遊禮安等何れも慈悲ふかき人々にて懇切のもてなしなり。就中トシタインは長者なるべく年齢六十許りにて品格高し。後此人安南國王の居所ハイハンコトといふに至りけるとき同國王より馳走として出せる美麗なる乗物に乗り上下十四五人にて往來したるを見れば決して卑賤の人にはあらずと知られたり。七人のものは先づ彼の憐憫を乞ふに如くばなしと佐平太の所有金三兩二分をあづけれるに木綿單衣十四雪踏十四煙辨料として錢九貫文を惠まれぬ。此單衣はこなたの古着を持ち行き其形にならひて仕立てたるなり。其他煙辨等各種の物は時々與へられしが後に聞く所

によれば此單衣を始め各品は船頭王世吉より施されしなりといふ  
又前の人々のせわにて碇泊中なる數艘の船より大船は米一斗小船は  
五升位づゝ施されければ六月までくらす中には五斗ほども餘りの米  
を生ずるに至りぬ。

七月の盂蘭盆會は行はざるにや滯留中見あたらさりしかども五月  
五日には生米を笹の葉にてつゝみ之を煮てちまきものを作る  
風俗あり。草餅も作れども蓬をは用ひずからむしの葉にて色をつく  
るよしなり。此日は船遊びの催しありて小船に十七八人も乗り船に  
龍頭をかきり船に旗を立て左右に十八挺のかいを立てハイと  
して太鼓を鳴らし競ひおたり見物人多く集りて甚た賑ふとなり。此  
祭りの前日にトシタイクンシ七人が此日の見物に出づるに古草履に  
ては脚人の笑ひを都くべしといひて事路七足を興へたり。此國の事

踏は踏つまりて  
穿きがたければ  
此はわざと緒  
を長くして七人  
のものゝはくゝ  
便なるやう誑へ  
て製したるもの  
なり。其後鼻緒  
きれたればわら  
にて修めしに國  
人に笑はるゝ故  
乗つべしとて又



七足を興へられ  
滞在申夏の日  
のとまりしが彼  
の年若きものと  
も打集ひて腕押  
せんと挑みたれ  
はやがて之に勝  
じて少しく押し  
試みしは彼等の  
力殊の外に弱し  
よりて兩手をか

けて押せよと仕形にて示せば彼等は我が言ふまゝに兩手一力をこめて押したれども此も忽ちよれしつけて皆こなたに勝を取りたるはいと心地よき次第なりき。又角艇を取らんと挑みければ此も否まず取組たるは是亦至つて弱く皆々勝ちけり。然るに一人の大男進み出て挑みしを我よりは庄兵衛出て之に當り彼が組み付きたるを二三度つき飛ばし何程のとあらんと大手を廣げてまちたりしに四つかひひつと組み押付くるのろゝて手段を知らざるにぞ大腰といふ手まで苦もなく見事に出したるに起き上りもせずうらめしきは暫しはこなたの顔を見つめ居たる有様はいと笑止なりけり。此の時は見物人もいと驚きたる様にてあゝと手を左右に振り取るなどいふ仕形に立分れしに其後は再びかゝることをせんと言ひ来るものをかりしなり。隨行々船の遅早く早五月廿日となりしが清人の世話にて此方の船

を安南船九隻交はて賣り揃ひ之に小名濱のものどもが使ひ餘りの銀廿六貫と併せて清人にあづけしに清人其代として紗綾七端を購ひくればゆゑそれらあづけれさすべて堅く其人々を信じて二心を表はしぬ。旅宿滞在中は丁寧の待遇を受け特は我國の語をよく通ずる林宗徳は終始厚恩にあづかりき。越えて六月廿日となりぬればいよく故國に還るとを得べき吉日とばなれりけり。此時救助米の餘りたる五斗はかりはトンタイクンシの意に従ひこれまで世話になりし人々に分ち與へ併せて久しき間の厚情を酬して別れを告げ王世吉・イナヤウサン・タイフウサン・其他水主共は六十七人と我が七人同乗し後船に乗るべきトンタイクンシ・ユウホクアン等を殘し同日同地を出帆し道すがら清國の陸地を遙か左の方に望みて過ぎしが我國の近海よりは浪しづかなる如く思はれぬ。始め安南を發航してより丑寅

の方より向ひ重夜休まず進みし程より同じく廿七日に至りやうやく我長崎の港に入りぬ。此間の路程八百六十里と聞えたり。船の長崎よりくやなはらく碇ををろして止り居ける一番所より物見の船一艘出て來り續て二十艘の引船にて引入れられて始めて陸上るを得たり。抑も一旦風波の横をかへりばかりでも船程萬里の殊域に漂着し煙草駱霧の間より三歳の日月を經過しつよき辛苦艱難を嘗み再び我が大日本國の山川草木を見ることを得たるは豈我が八百萬禱の冥助にあらざるなからんや。之を思へば唯慕ふべきは日本の國ぞかし。謝すべきは神の恩ぞかし。讀者姑く身を漂流の客となすらへ三更人靜まりて後眼目沈思せば蓋しれのづから感ずる所あらん。

安南語

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、百、千、日、月、星、雲、夜、正月、二月、風、山、雨、降、水、海、東、西、南、北、日本、國、人、安南、國、父、母、妻、子、兄、弟、姊、妹、男、女、男、根、女、陰、膊、尻、遊、女、死、病、氣、煙、舂、食、煙、管、飯、酢、茶、湯、酒、米、粟、火、石、味、嚼、大、豆、蕃、椒、藤、豆、芋、葱、生、姜、薩、摩、芋、大、根、韭、瓜、餅、茄、子、豆、腐、砂、糖、西、瓜、鬼、燈、馬、牛、魚、猪、鼠、烏、家、鴨、木、綿、絹、綿、股、引、扇、筆、墨、紙、尺、山、刀、刺、刀、桶、箸、簾、笠、蠟、燭、油、碗、小、碗、新、笛、柱、帆、碇、綱、米、春、買、買、有、善、惡、價、如、何、勿、戲、方、來、可、集、飽、早、睡、痛、買、泣、笑、休、行、末、何、所、不、管

譯の相違甚だし、添く信をれかずして可なり。

安南語 譯客の覺え來りし言語の一悉は左の如し。聖歌本知れも傳

遠江の無人島に漂流し、新漂流船に因りて故郷に  
元文四年五月無人島より二十一年目に歸來りて遠州荒  
井之者吹上上覽所へ召出され嶋の様子等段々尋の事。  
一 無人島へ二十一年已前享保四年三月三日吹流されり遠州荒  
井の者三人并當年右之島へ吹流されり江戸堀江町の水主の内三人の  
者とも今度八丈島より送り來りり付當六月三日朝五ツ半時（今知也）  
吹上上覽所へ玄關前へ呼出し、代官齋藤喜六郎召連罷出、與醫師衆  
列座、小性黒部左京亮吹流されり島等の様子尋相濟りて、吹上御役所  
にて湯漬酒杯下されり。

代官齋藤喜六郎右吹流されり者ともへ島の様子等相尋り處申上り  
口上之寫左の通り。



より日の出にてやうくと東西南北も相知れ申は。半日一夜の空腹  
其上何やかや大方のものは前日の難風最中に海へ流し捨飯米は七八  
俵程も舟底に有之れへさものみ水はみなゆりこはれりて無之ゆへ先  
づま米をかみ潮にてのんごをしめし哀れ人の家ある島にてもあれ  
かしと四方へ心を付て見申へはくもさりの如く船のながれ行向の  
方に島山と覺しきが幽かに見へける故いつれも悦び船の流行方をれ  
は段々近寄申べくと見合罷在へは三時程も流れはと右嶋山の近邊  
に近寄は處本船も岩に當り浪に打れ大方破船いたじりて夥しく潮入  
其邊遠淺ゆへか本船一向動き不申申聞てんまの舟底に有之れを取  
し先十二人の内五六人も乗移り竹などは本船の内には有之れに付てん  
まを漕はて右の島山へ上り水有之れ故人家も有之れ故と五六人にて  
手わけいたじ船乗はへさも人家も無之水も無之れに付又々傳島に打



乗りて木船へ罷歸り、残り居りしもの共へ右島の様子を物語り仕り、内  
早本船へ潮も大分入り、所々くづれかよりひて破船に間も無之體に相  
見へんに付、手道具鍋釜其外残り置り、飯米七八俵并に走り道具等何や  
かや残り有之りものを右てんまへ積み入れ、十二人のものとも乗移り  
ひて又右の島山へ清寄せ何れも上り、右有來りし飯米道具等てんまよ  
り嶋へ運び上げ申り、處最早其日も夕方に及び、日の傾き七つ頃(今頃)  
と相見へ候へ、先居所をも見附申度存じ、いづれも手わけ致し、  
嶋山の内見廻り、共安座仕べき木かけとても無き座。然る處に  
山の中程と覺じ、處に大きな岩穴有之、夫より又甘間も其間を隔り  
て又一ツ右の標なる岩穴、座りに付その穴の内へ入り、見積り  
へは二間四方も可有之様に存じられ。今一ツの岩穴は、内少々狭く  
座。二ツの穴の内いづれも、或居所も自由に罷成り。いれへも

此島へ吹流され來りしものも有之哉、右岩穴の内人の住居も、仕様の  
體に相見へ申。少くはみ處の砂を掘り出し、見へは下の方に  
炭なき相見へ申。故其所を又掘くはめ、鍋釜なき掛け、焚立所に仕  
。其穴の内へ右飯米道具等もちこび、内は昨日暮ゆへ、右二ツ  
の穴へ六人づゝ立わかれ、其夜は中々寐いり、心地も無き座りに付、夜  
中同音に念佛なき申罷在り、處夜明けひて早々右てんま小船を繋ぎ申  
り、處へ参り見り、處その夜も風餘ほ強く吹き、浪の音なき珠の外相聞  
ゆへか、本船小舟ともに破舟仕りて、板等も餘程破の方へ吹付、座  
間何れも寄合ひて、島山へ取上げ申。右船共破舟仕り、故是非なく彼  
しまに罷在り。尤も磯草魚鳥等をさがし座り、故是を取てたへ申り、  
さも飲木一滴も無之、海にはは、誠にながしは故一口もたへがたく、依て  
運び上り、道具の内手桶小桶を岩山のくほみに置て、天木を溜りて助命

仕り罷在、其後、大<sup>ニ</sup>成材木<sup>ノ</sup>の流<sup>レ</sup>れ付<sup>キ</sup>義有<sup>之</sup>。其間、取<sup>リ</sup>上<sup>ケ</sup>りて、夫<sup>レ</sup>を釘<sup>ヲ</sup>を以<sup>テ</sup>搦<sup>リ</sup>て、桶<sup>ノ</sup>の如<sup>ク</sup>に、な<sup>し</sup>是<sup>レ</sup>へも、雨<sup>ノ</sup>水<sup>ヲ</sup>を溜<sup>メ</sup>置<sup>キ</sup>、呑<sup>ミ</sup>水<sup>ヲ</sup>に仕<sup>メ</sup>。然<sup>ル</sup>る處、翌<sup>ニ</sup>年<sup>ノ</sup>秋<sup>ノ</sup>の末<sup>ト</sup>も、存<sup>ゼ</sup>られ、比<sup>レ</sup>何<sup>レ</sup>國<sup>ノ</sup>の舟<sup>ト</sup>も、不<sup>レ</sup>相<sup>レ</sup>知<sup>ル</sup>、乘<sup>リ</sup>拾<sup>テ</sup>船<sup>一</sup>艘<sup>ヲ</sup>、浪<sup>ノ</sup>風<sup>ノ</sup>つよ<sup>キ</sup>ゆ<sup>ヘ</sup>か、流<sup>レ</sup>れ付<sup>テ</sup>磯<sup>ノ</sup>邊<sup>ニ</sup>の岩<sup>ヘ</sup>打<sup>テ</sup>付<sup>テ</sup>、忽<sup>チ</sup>に破<sup>レ</sup>船<sup>仕</sup>目<sup>ヲ</sup>を見<sup>付</sup>ゆ<sup>ヘ</sup>、近<sup>ク</sup>々<sup>ト</sup>立<sup>寄</sup>見<sup>ル</sup>へば、岩<sup>ノ</sup>の間<sup>ニ</sup>米<sup>ヲ</sup>打<sup>寄</sup>有<sup>之</sup>。其<sup>レ</sup>に付<sup>テ</sup>手<sup>ヲ</sup>に及<sup>ビ</sup>、大<sup>キ</sup>く六十<sup>餘</sup>俵<sup>程</sup>も取<sup>リ</sup>上<sup>ゲ</sup>おき、住<sup>居</sup>仕<sup>居</sup>り、右<sup>ニ</sup>二<sup>ツ</sup>の穴<sup>ヘ</sup>持<sup>運</sup>び、内<sup>ニ</sup>又<sup>々</sup>波<sup>強</sup>く罷<sup>成</sup>りて、取<sup>集</sup>め置<sup>キ</sup>、俵<sup>ヲ</sup>を沖<sup>ノ</sup>方<sup>ヘ</sup>引<sup>出</sup>し、漸<sup>々</sup>二<sup>三</sup>十<sup>餘</sup>俵<sup>程</sup>も取<sup>リ</sup>上<sup>ゲ</sup>申<sup>ス</sup>。此<sup>ノ</sup>米<sup>ヲ</sup>を以<sup>テ</sup>亦<sup>々</sup>當<sup>分</sup>取<sup>締</sup>り存<sup>命</sup>仕<sup>メ</sup>。夫<sup>も</sup>た、九<sup>べ</sup>き<sup>り</sup>に付<sup>テ</sup>又<sup>々</sup>魚<sup>鳥</sup>磯<sup>草</sup>にて助<sup>命</sup>仕<sup>罷</sup>在<sup>ル</sup>。右<sup>ニ</sup>乘<sup>拾</sup>舟<sup>ヨリ</sup>取<sup>揚</sup>げ、米<sup>ヲ</sup>より外<sup>ニ</sup>は、切<sup>レ</sup>れ、木<sup>綿</sup>靴<sup>ノ</sup>類<sup>或</sup>は舟<sup>板</sup>等<sup>あり</sup>、流<sup>レ</sup>れ寄<sup>申</sup>。右<sup>ノ</sup>類<sup>も</sup>取<sup>あ</sup>け、夫<sup>々</sup>に、た<sup>し</sup>相<sup>用</sup>ひ申<sup>ス</sup>。此<sup>外</sup>に廿<sup>年</sup>餘<sup>在</sup>島<sup>中</sup>海<sup>上</sup>を、乘<sup>通</sup>り、廻<sup>船</sup>見<sup>當</sup>り、義<sup>も</sup>有<sup>之</sup>。其<sup>レ</sup>と、亦<sup>々</sup>尋<sup>常</sup>仕<sup>罷</sup>在<sup>ル</sup>へ共<sup>右</sup>、答<sup>申</sup>上<sup>リ</sup>、通<sup>リ</sup>乘<sup>拾</sup>舟<sup>ノ</sup>外<sup>ニ</sup>に、流<sup>レ</sup>れ付<sup>キ</sup>。

一、右<sup>ニ</sup>取<sup>上</sup>げ申<sup>ス</sup>米<sup>ヲ</sup>を、干<sup>シ</sup>立<sup>可</sup>申<sup>處</sup>も、無<sup>之</sup>のゆ<sup>ヘ</sup>、俵<sup>ノ</sup>のま<sup>ま</sup>にて、穴<sup>ノ</sup>内<sup>ニ</sup>積<sup>立</sup>置<sup>キ</sup>置<sup>キ</sup>。然<sup>ル</sup>る處<sup>右</sup>の内<sup>ニ</sup>、概<sup>米</sup>一<sup>俵</sup>有<sup>之</sup>、其<sup>レ</sup>得<sup>共</sup>一<sup>向</sup>存<sup>付</sup>不<sup>申</sup>。申<sup>ル</sup>ひ、し<sup>レ</sup>が、翌<sup>ニ</sup>春<sup>ト</sup>覺<sup>じ</sup>、比<sup>レ</sup>餘<sup>程</sup>暖<sup>か</sup>になり、處<sup>右</sup>概<sup>俵</sup>もへ<sup>な</sup>りて、芽<sup>出</sup>じ、其<sup>レ</sup>に付<sup>テ</sup>見<sup>申</sup>處<sup>も</sup>、米<sup>にて</sup>、座<sup>は</sup>間<sup>已</sup>前<sup>取</sup>上<sup>け</sup>置<sup>キ</sup>、船<sup>板</sup>の釘<sup>拔</sup>置<sup>キ</sup>、其<sup>レ</sup>と、び<sup>口</sup>の横<sup>に</sup>こ<sup>し</sup>らへ、鉄<sup>ノ</sup>の代<sup>り</sup>に、仕<sup>り</sup>、岩<sup>ノ</sup>の間<sup>にか</sup>、や<sup>茂</sup>り、處<sup>に</sup>土<sup>氣</sup>一<sup>坪</sup>二<sup>坪</sup>、有<sup>之</sup>、其<sup>レ</sup>所<sup>を</sup>右<sup>大</sup>釘<sup>ノ</sup>と、び<sup>口</sup>にて、掘<sup>穿</sup>ち、芽<sup>出</sup>じ、概<sup>を</sup>ま<sup>ま</sup>附<sup>置</sup>、魚<sup>鳥</sup>のわた<sup>亦</sup>は、あら<sup>ひ</sup>水<sup>な</sup>と、養<sup>ひ</sup>に、か<sup>け</sup>て、見<sup>申</sup>へば、少<sup>し</sup>づ<sup>づ</sup>實<sup>ノ</sup>り申<sup>ゆ</sup>へ、年<sup>々</sup>春<sup>ト</sup>覺<sup>じ</sup>、頃<sup>暖</sup>に成<sup>り</sup>ゆ<sup>せ</sup>つ<sup>の</sup>種<sup>を</sup>以<sup>テ</sup>、蒔<sup>付</sup>、處<sup>壹</sup>ヶ<sup>年</sup>にも、米<sup>三</sup>四<sup>斗</sup>程<sup>づ</sup>、も、可<sup>有</sup>之<sup>レ</sup>、其<sup>レ</sup>裁<sup>に</sup>覺<sup>へ</sup>申<sup>ス</sup>。斯<sup>テ</sup>、毎<sup>年</sup>に取<sup>入</sup>申<sup>ゆ</sup>、得<sup>さ</sup>も、是<sup>は</sup>平<sup>生</sup>は、決<sup>して</sup>た<sup>へ</sup>不<sup>申</sup>、病人<sup>等</sup>有<sup>之</sup>、其<sup>レ</sup>節<sup>ノ</sup>手<sup>當</sup>に、仕<sup>り</sup>、其<sup>レ</sup>節<sup>は</sup>右<sup>ノ</sup>概<sup>米</sup>を、少<sup>く</sup>宛<sup>粥</sup>に、焚<sup>き</sup>、其<sup>レ</sup>藥<sup>ノ</sup>の代<sup>り</sup>に、相<sup>用</sup>ひ申<sup>ス</sup>。

用ひ申す。

鳥の廣さは何程可有之哉の事尋。

一、右之鳥其廻り大塚壹里程も可有之様に存じられぬ。鳥山の高さは平生燃へると相見へ煙りを立申す。木立も大木は無沙座座。山の中はさより下へは桑とぐみの木計りに座座はて外の木は一切無沙座座。其外かきの類萩などはえじけり申すゆへ小屋等作り可申様も座座なくも仍て右岩穴の内へもかきを刈取敷申す。尤も其穴へは磯邊より一丁計りも登申す。焚木には桑の木又は芽を仕りぐみの木は御當地にても薪には嫌ひ申すゆへ焚き申さず。右申上り米にてはわづか成義常々何を以夫食に仕り申す。

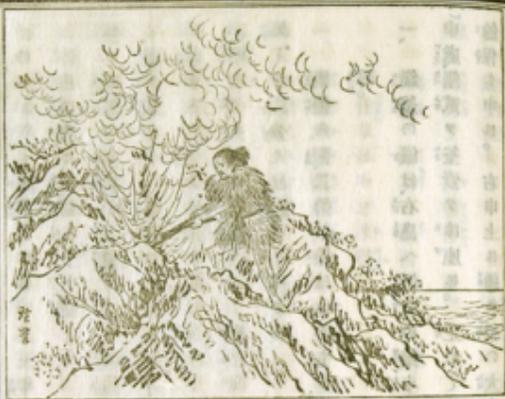
一、夫食の備は最前も申上り通り魚鳥をたべ罷在り。右鳥私ども沙當地は勿論在所々にて見馴れ不申鳥にて座座。惣體の羽は白く形ちは白鳥の如く口嘴するどく足も長く風切羽左右へ延じぬへは五六尺も座座。鳥の名は存不申ゆへ大鳥と唱へ來り申す。まには何をたべ申すやと尋心付座座島々磯邊の岩の間々にまろき大蟹出申す。色はかき色にて大きなるはけまり程も可有之や尤も大小大分相見へ申す。是をも捕へてゆてたべ見申す處風味少々苦く其上身は無沙座かうの内に味噌座座。水にてはたて座座なるもの計り座座問たべ座座座座なくゆへ其後は蟹を捕らへ不申す。右の鳥其蟹を嘴にて突くたき餌に致す。私共右大鳥の側へ近く立寄ゆても飛ひ去り不申間釘のとび口にて打殺じとり申す。夏の比と存られぬ時節二三ヶ月程も何方へ渡りぬや鳥には相見不申其内は釘をたじ

流海... 二... 行

まけ釣針の様に拵へ流れ寄り切帆なきをはつしぬぎ糸等をより合せて夫を右の釘針へ付石を重りにいたしめて當地にて致し長繩のやうに拵へ兼て其大鳥を潮へ漬置其身をひらくと引きき餌に差しめて夫を磯邊の岩の上より遙か向ふへなけ出し暫らく間を置引上けりへは付ぬき針の數々へかよりし魚は島嶼あかふもいほの類其外は當地にて見不申魚とも大分釣れ申。右魚ともをうしほにて賣又は干焼にいたしめてもたべ申。針に仕ひ釘は破船板流寄り節採取置り間瀬山に座り。餌には右の蟹のあしを折て付けりてもよろしく座り。且右の大鳥の名存不申處當春當地堀江町善八舟のものとも派舟の上申は南部又は松前の濱邊なきへ遠く渡り來り事も有之よし。前方あの邊にて一度見れば座りよし。其處のものへ鳥の名を承りりへはる程りと申より申。

又右磯岩大鳥の外小鳥の類並に鵜類見當り不申やとの義なり。一、右大鳥の外磯邊にて雁鴨の類見懸け申さず惣體鼠の色の羽にて頭赤く尾は黒く意なきより餘程大ぶりに相見へ申鳥遠く磯邊の干あがり岩の上なきに居申を見かけ申。是も右の蟹をとりたてり體に相見へ申。小鳥もかやの内ぐみの木桑の木立の内にて下り事も座りへとも何鳥と申義は心付見不申ゆへ相知り不申。春の比夏にも罷成はやと覺へ時分鷺時鳥なきもなきゆへ夫と心付承りりへは聞なれぬ小鳥の音も仕り。殊の外面白きさへすりも座りへとも捕へり存寄も無座り間いかやう成小鳥にて有之はや形ちは見不申。既は何にて見不申得は無座り存じられぬ。天氣快晴に浪風まづかなる節右罷在り島山の西南の方二三町程も隔ちて引込と存られり時分大概五六間四方も可有之や石か岩か小山の

標に見へ申す石の上へあがり座はあしかけて座あるべくは。其外  
 に川おその毛色なる牛などよりは大きく見へ申す鰐右の岩の上へあ  
 がり居座をおり〜見事事も座は。何と申脱にて座座や名はそ  
 んじ不申。尤も海上は餘程隔て見事事ゆへ形も聴とは相知れ不申  
 ぬ。毛の色はかりもかはをその様に日中など出て座節は能く見へ申  
 ぬ。勿論しは満ちるか又は浪の座座節は見へ不申。其外も右岩  
 の様成もの其近所に五ッ六ッはさも相見へ申す。平日浪のしつか成  
 事は稀にて座座。又夜るなさに右岩穴の二三拾間下磯邊の方に  
 やかぎなき茂り座座を風も無之節にもさわか〜と人十人も監け歩行  
 さま様子に音さわかしきとも座座。定めて右岩の上へ出ても歌が  
 監けあるさまやらんと存じ罷在。惣體島の内にては鼠にて歌の  
 疾しかける事一切無座座。常に雨點が座座ゆへ岩穴へも歌



の歌をふたに仕り罷在。  
 又吹流され節所持い  
 たし火打石かま井はくち  
 を廿年餘居申内用立申  
 間敷處常々焚燒致火は如  
 何いたし來や。  
 一、彼の島へ吹流れ節いづれ  
 も火打がま石とも所持いたし罷  
 在ぬ。いかさま二三年の内は用  
 立申ぬ。はくちは其間に絶へ申  
 ぬ。是は其島の内にちがそのや  
 うなる草座座。夫を焼けて遣

ひはへは能く火移り申は。二三年も過ぎぬて、かま石絶へ申ぬてまき  
は澤山沙座は間随分と晝夜どもに火をいけ置申は。其内も折々火の  
消ぬ時には鳥山の上煙り立ぬ處迄二三町も登りぬて平生火の燃へ申  
は處沙座ゆへ其處へかやおきの様なる物を松明のやうにこしらへ  
持参りぬて夫より火を移し参り申は。先は随分と火の消申さずは様  
に心を付火をいけ置申は。雨払降りぬ節火濕りぬて消へぬへは殊の  
外その時分には迷わく仕りぬ。

鍋釜の類二拾年餘はたもち申間敷處右の義如何仕りぬやとの沙  
尋。

一、鍋釜の儀は右島へ漂着の節小船へ積み上ぬと申儀雖とは覺へ不  
申處鍋釜ツ釜壹ツは座ぬ。定めて持上りぬ事と奉存ぬ。然處二十年  
餘保ち申は。右申上ぬ邊り後の大島を第一の夫倉に仕りぬ時右の湖

にて鍋釜保ち申ぬやと奉存ぬ。此度右の島出船の時も右鍋釜を船へ  
入八丈島まで持参仕りぬ。

右島へ漂着の節拾貳人の處三人存命跡九人のもの其病死にて  
申も仕りぬやと沙尋。

一、船頭水主便船人とも都合拾貳人の内船頭左太夫水主吉三郎喜三  
郎八大夫善五郎善左衛門江戸にて相雇ひ申は増水主兩人善太郎八兵  
衛南部より武州神奈川迄の積りにて便船仕りぬ權次郎右九人之内六  
人は遠洲荒井の出生二人は武藏の生れ一人は伊豆の岩地村のものゝ  
よとにては座ぬ。右のもの共義も島漂着以來三ヶ年程は十二人共に  
残らず存命に罷在其後十ヶ年程の内段々と相果申は。尤も年月等は  
一向相知不申ぬに付覺へ不申は。相果ぬ病症の義は老體のやうに自  
然と衰へ又は食物よろじからすゆへ身體腫れぬて相果申は。

衣類の儀廿一ヶ年の間三人のもの如何仕りて取續き申ゆやどの  
事尋。

一、衣類取續き申儀は右島へ漂着の節着用仕ゆ外着替等無座座處  
右折節流れ來り申乗捨船破船をどの木綿帆井に段々相果ゆものども  
の衣類などを相用ひ申得共夫にては中々數年來の儀ゆへ取續き難  
く座座ゆに付食事に仕ゆ大島の皮を羽毛共に干上暫くの内敷物に仕  
り申へは自から皮相かに相成ゆゆへあちこち繼ぎ合着用仕ゆて相凌  
ぎ申ゆ。勿論冬の比と存られゆせつも暖かいてつゞれ一ツにてし  
ぎ申ゆ。夏氣も殊の外冷敷惣じては當地よりは暑寒は凌ぎよく存じ  
られゆ。

二、在島中風雨雪あられ降り申儀并雷地震等の義事尋。

折々表層雲を降り申儀も座座座。雷は折々鳴り申ゆ。地震は常々  
混おひたゞしく座座ゆゆへか二十ヶ年罷在申内一度よはその地震と  
覺ゆ様ゆゆれ申ゆ。其頃はいつと申義は覺へ不申ゆ。風は日々吹申  
ゆ。大風と存ゆは遠くのやうに覺へ申ゆ。折ふしは混えづかなる事  
も座座座。

南海邊土の島にて有之儀何を替りたる事日月星空の様子等替り

ゆ義は無之申やどの事尋。

一、南海邊土に有之島ゆの義に座座座へども島の中に有之し内何も  
替り申義無座座座。一體空の様子日月ほしのわたり座座座にて見渡  
しゆに相替り申儀も座座座なく申なり。たゞ夏の比と存られゆ時分夜  
中折節大魚にても集り申ゆゆへか海上水の中殊の外光り申事も座  
座座。その光り空へ移り申義座座座。

右の通りにて二十ヶ年餘助命仕り罷り在り。然る處今年の時節  
いつの頃とも相知れ不申ひひしが私共三人の内其八平三郎は兼てよ  
り蒔付置の稻草を見廻りに罷越りて仁三郎一人岩穴の内に居るを何  
者とも不存三人來り視き申ひて殊の外きようてんいたし怖れおのよ  
き體にて其儘磯邊の方へかけ下り申ひゆへ私義も直に穴をかけ出  
て右のものを追駈ながら詞を掛けわれも日本のもをかり遠州荒井の  
ものともなれば氣遣賜ふ事なかれ可申事も沙座ひへは止り玉へ。と  
大音に申ければ右の者安堵仕ひや跡へ歸りて側近く参りゆゆへ委  
細の事さもくわしく物語り外に二人の同行も有之ひへはまづゝみ  
なゝ迷て参りゆやうにと則ち同道いたしは處みなゝ大さに驚き  
委細此島の様子を聞き申ゆへ廿ヶ年餘已前難風にて右島へ漂着の趣  
いさい御座仕り。いかにも驚き玉も尤もにて二十ヶ年餘見ん共



髪にて湯も遣ひし事も無き座不斷日に照られ潮にて顔色は赤黒く黄く眼中光り誠に鬼とも可存其身には鳥の毛をまどひかり申す。夫より右三人は何國の人と相尋ひ處江戸堀江町の宮本善八舟沖船頭富藏水主共に十七人乗組難風に逢ひ此島へ漂着の由。此もの共も水に溺へて水の案内承り申ひに付富島出水無之ゆへ天水を溜置遣ひり間猶又溜りて與へ可申り間何卒我々をも便船を以て國許へ歸しくれば標に相頼たるより我々をも心を合せ磯邊へ罷出島の様子得と申聞せ船に居りもの共残らず島へおけ解引あけ相圍せ勿論右の者共飯米一俵相残りて有之れを是も出船の用意に圍はせ置申す。右のものども漂着は當末三月廿九日のよし承り申す。依之此者共に磯草魚島を捕せ相互に助命仕り罷在りて日々日和を相得居り内當四月廿七日辰風に相見へる員先早遣島へ上置りてんまをふなへ寄合磯邊の

方へ押出し軌道具其外右壹俵の飯米并島にて例申す榎米貳斗計りも貯へ置り夫も舟へ積み入れ廿ヶ年遣ひ申す鍋釜外大鳥の毛ともにはき取り皮二枚有之れをも入若しいづれも助命恙なく日本へ歸國はは咄しの種とぞんじ右の品々舟へ入申りて早出船可致と用意仕り處堀江町宮本善八舟十七人の内二三人年倍成もの申出しは今日の風順風とはおもへとも何れを當てさに乗出すべきや。勿論此島暖なる様子にては南へ寄り島とみへたり。左へは日の出のつもりを考へ東北へと乗出しはまよろじからんや。然し我々此島へ吹流たるは時の災難なり。命をがらへあるは神佛の加護なり。此上歸國の願神力ならぞは争かおよはん。されは伊勢萬度の赤板是にありみなみな信心をこらし頂戴して舟の内より海上へ投入れ其後の流れ行く方へ帆をあけ走らすべしと申すゆへ何れも至極尤もに存じ是偏ひに我

神國の神の事告げなりと雖有そんじ甘人のもの残らず磯邊の水へ飛入りこりを取り丹誠を拙て東方へ向ひて右の願望を同音に申述べ舟に乗り御被を海上へ投入ゆへは汐はさすとも引ともまれざるに御被は東北と覺しき方へ流れゆく。神のおしへ玉ふなり幸ひ順風の方へ行くとみなく悦びて帆を引上ければ小船の事なり矢よりもはやく走ることち仕りいつれも島にてもありやと向を見渡せど何も見へずたゞ海まんく見渡すのみにて其内に日も暮ければ何れも申には廿七日の夜なり暗にて海上もみへず方角とても知れず餘り心細くなり夜の内は帆をおろし又夜明の帆を上るは如何と申得は船中にて誰どもなく繼ひ夜の内帆を上げず流れ次第にすれば連中々人力の及ぶ事にてあらず神のおしへに任すべしとて夜中も帆をその儘に置甘人の内をかごみの帆とよるものは一かれとなへあるひは脱着船又は

さんけり六根をやうし石礫不詳或は六字の名號又は題目おもひに大音に夜もすがら申居ゆ。夜中もよき程の風にてたるみなく船走り申ゆ。夜の短き時分なれば程なく東の方と見へ段々にまらみはのり明わたりは筒一ツの小島へ船を吹き付きまゆへ若し人の住む島にてもあるやと岩に船を繋ぎ置きいつれも島へ上り爰からて見廻りゆ處人も見へず島の大き大概間敷に積りやうし五六十間四方の座ゆ。其島には一向木なごも座なく草も水邊の方には太いちがやの類ひなる草座座ゆ。島の上の方大かた岩にて其間々に土氣座座ゆ哉。當地にて八丈草又はうとの葉のやうなるもの所々にへ座座ゆ。其外には何も見へ不申ゆ。夫より船を繋ぎ置け方へ参りみなる女舟に乗り其島にて丸き岩の中のかほみゆを拾ひとり昨日の島にて食事笑き入ゆを最はやたて仕舞申ゆゆ此島の枯草なき取り入ゆ

て、中のくはみ岩にて飯をさ焚、いつれもたべ申は。物語いたしは、善八、仁三郎、平三郎、堀江町善八船の衆中、難風にて吹流され玉はずは、此先は免もあれまづ是迄も可參やうなし。各方には何とも思はれまじ我々三人は、昨日元の島を出船の簡當なき事ゆへか、苦難ながらも二十年餘り住居の處等の事心残り島の見へは内は振り返り島の方を詠めけるどて咄じ、誠に久々住居命ながらへおはせし處尤も左もあるべし。疑ふ間文最早日もよほさ上り海上もまつか風もよき程に吹きのふより、是まそ恙なく来る事神の加護なり、尙此後別義なく歸國せん事疑ひなしとみなり、よろこびいさや綱を解き帆をあけんどへさきの方へ意人出みれば、へさきの船の際に何やら白きものはさまりあり。手にて取出し見れば、さのふ出船の筒まがしり萬度の御後なり。表の文、字有之方いまた成れず、裏の方紙破れあり。皆若く寄合紙を種有次第か

ま。矢よりはやき船に此御後ほさまりある事不思議といふも餘りありと萬度千度伏し拜ふは、や此上歸國も致したるとおもふ心地して、亦御後を船より海上へ流し其流れゆく方へ帆を開き、勇み進んで走らせぬ處廿七日晝前と存られし比、右無人島出船仕り三日三夜海上を乗り、元文四未年五月初日の朝煙り立じ島見へ申同乗り付島人にあふて承り申へは八丈島のみし申。依之其役人方吟味の上、船にて歸國仰付られ種有仕合奉存。右八丈島にて嬰月代等仕り、役人中より時の衣類をさ下し置れ。

享保四亥年拾貳人吹流され申内九人は病氣其方さも三人何れも金銀等所持不致ゆやとの事尋。

一、吹まがされ申簡十二人ものいづれも金子壹分貳分、鳥目まさも少々、は所持仕り申へさも、右島にては入用にも無事座ゆへ、

誰が何はと持来りぬと申儀は吟味不仕左太夫と申者死後に懐中より送りの様なるものの書付に包み小粒にて壹兩二分が有之れが其外の者とも所持仕りぬ金銭みなく取集め申ひて彼島の穴の内くほるは處へ入置入用無之事故廿年餘り打捨置此度彼の島出船の筒見はへは錢はみなく朽て細かにくたけ金もさびれを拾わけ持参仕りて、青さびに成たる金小粒にて四兩貳分差出し申ひ。則右三人にて壹兩二分づ、取ひやうにと仰付られぬ。其外印形脇差させるをぞ吹流されぬ朝は島に座座り處いつとなく朽失せ申ひ。

又座尋。右三人島より出船の筒積み入り鍋釜糴米右島にて作り

ぬもの外に大島の毛皮いかゞ仕儀哉の座尋。無人島にて數年來つかひぬ鍋釜の類八丈島に着船迄は座座り處八丈島へ船停ると船りに候ひ我船はと罷け上りぬて鍋釜ともみぢん

に踏くたき申ひ。亦大島の毛皮は海上にて小舟へ二十人乗り其上靴の上さけなど致しぬゆへ殊の外狭く島の皮都覽にたりぬ間無人島出船の翌日流れ付ぬ小島へ捨置申ひ。島にて作り取ひぬるも貳斗程は八丈島に役人中の内當分座預り置被下段座用船座出船の筒私共へ座斷り座座り間もみは八丈島に有之れ。もみ米の儀大抵二斗餘可有之哉計り見不申義故其程聽とは相知れ不申ひ。

無人島より歸國の三人

元文四年五月廿九日

- 甚 八。五印
- 仁 三 耶。五印
- 平 三 耶。五印

右三人之者とも申上り通り先達ても遂吟味申ひ處相違無座座り。

八丈島地役人 菊地 織部

江戸堀江町宮本善八船船頭水主拾七人の者ども、さ尋に付申上り  
さ答

一、私共、俄去元文三年午十二月上旬鹽魚干物類其外紙綿等船積  
 み入十二月三日の朝順風故江戸表出船船頭水主都合十七人乗組にて  
 翌年正月下旬に南部八戸湊へ入津仕右積入り代物等賣仕舞申、迄南  
 部に罷在り。三月上旬に至り仙臺にて大豆蕎麥採買取積入りて三月  
 廿一日仙臺東南の浦より出帆仕り、房州の洲の碕邊へ走り、筒儀  
 に成亥の大風吹出し帆をさけ、餘り強き風ゆへ手廻しも成、兼彼是  
 周章、内日暮におよび漸々、風は最早静かに相成、船へとも其内に百  
 里餘りも沖へ吹出し、船に存られ、三月廿六日の夜中に相成、風惡

敷、何卒相州路へと心掛り、へとも船保ち難く、座りゆへ、積入置り大豆  
 蕎麥、まごの俵物みな、海へ投捨、帆柱も響の内に吹折れ、十七人のも  
 のとも死する計にくわん念仕罷在り。夫より夜も明け、間四方を見  
 渡し、ゆへは風も餘程吹止み申。昨夜中に何百里吹出し、ゆへ難計様  
 子ゆへ、まごの俵の小さき碇有之ゆへ、六七十尋も座を綱を付  
 ておろし、深さを試み、ゆへは綱にて底まで届さず申。船の内へお  
 ひたマじく湖水入りゆへ、十七人にて精出し、てかひ干し、ゆへとも船  
 大分痛み、ゆへ所々よりお入申。然れども夫にてもおれ、それす十  
 七人にていよ、精出し、かわる、かひ出し、三月廿七日廿八日晝夜  
 流れ次第にいたし、おはれ何國に成とも人の住所へ船の流れ付くやう  
 にと神佛を祈り、ゆへに御座り。廿六日風の吹廻しにて、ゆへ廿七  
 日の夜に入また大風吹出し、船はひしやうに流れ、廿八日の晝夜とも







間一、大島へ納むべき藏米を荷揚げし、同廿一日同所を開帆せし、又も  
や廿三日は卯辰の風、北こり、あまつさへ翌廿四日、大風雨となり、  
満天暗夜の如く、て方角定か、知れがたく、進退甚だ危く見えければ、  
いそぎて柱を切り捨てなどする中、早楫も折れ、櫓も摧け、如何ともすべ  
き様なく唯流るゝまゝ、放ちし、同廿五日は風少しく和ぎければ、  
船板を取集めて假楫を造り、やない柁を帆柱となし、帆は八端、縮め、子  
丑の風、任せて夜通し、走りぬ。其後は日毎、風變り、全く方角をも  
失ひ、いづくの海の上とも知らず、數日深ひ過ぎける、此時すて、飲水  
つき果て、潮水を煮て僅か、水を取り、飯を焚きて、飢を凌ぐ計りなり。

然る、八月五日、東北の風強く、翌六日は大雨さへ降り加はり、たれ  
は、身も吹き飛ばさるゝやと思ふほどなる、之、風せず、水極端、船、飯、鉢  
等、打ゆるもの、天板をうけ留めたり、かくて數日の間、空しく海中に



漂ひしが、同月十九日より廿三日まは、寅卯の風、て皮の方、走り、翌  
廿四日は子の風、變りしが、晝過る比始めて西の方、あたり、齒か、小  
島を見掛けられ、一、同手を拍ちて喜び、翌日強風、て吹きつけらるゝ  
を幸ひ見ければ、六基とも無人島、てぞありけ  
る。無益の喜びしたりとて、吹きながら、其西の  
方、見ゆる餘程大なる島を指して走り、夜、入  
りて島陰へ乗り込る、碇はれろし、たれども海上  
潮の色赤く濁り、潮流はやく浪荒き上、風雨烈  
しく、特、黒白も分たぬ、夜半なれば、其困難いふ  
ほかりなし。同廿六日朝五ツ時、船は流れて岸近くなる、吹  
付けられて破船せは由々しき大事なりとて、二箇の碇をれろせども停  
らず、次第、陸地、吹き付くるゆゑ、碇を取揚る暇なく、一箇をは切り、乘

風 船 行

て辛うじて一箇を取り揚げ急ぎ島かけ走り入りたれども同廿七八日も風いよ／＼つよくして浪高く暫しも安き心なし。さてこゝに見ゆる島山はいづくの地なるか知れされども清國なるやも圖られず。若し然らんば琉球人の薩州かけ落ちしするは清國へ對して忌むべきとなりと兼て聞き及べるとあり彼の船出のとき水主一雇ひし琉球人二人交り居ては都合なるべし。とて二人の月代を剃り本邦人の姿に作り變へ登世村の名を村右衛門島森を森右衛門と改めたり。廿九日は碇二箇とも斷切れ薩州一房残るのみよて風下追々岸近づき僅か二三間を隔つるのみよて今一度吹着けなは船は忽ち微塵と見えしよぞ破船の後は悔るも益なしとて衣類其外手廻り物等を持ち一同端舟に乗り移り岸の方へ乗付けし清人と見ゆるは十人許岸上より船手等を下し端舟を引き寄せたれば乗らず之を船取りて上陸するや否や端舟は忽ちたゞ一撃に打擲かれ波まく波底に見えずなりぬ。此時商人をも吹倒すべき暴風雨にて原野に久しく凌ぐべくもあらねは彼の清人一手具似して人家ある方へ連れゆかれよと頼みし直に諾して端舟より持ち上りたる衣類腰の物等も運びくるゝに従ひ四ツ時許に人家に近づき堂の如き建物に入りぬ。清人文字を書き何國の者なりやと問ひしゆゑ日本國薩摩の者よて一船十九人乗組なる由を答ふれば程なく飯酒菓子等を贈り厚くふるまひたり。此處は人家も多く浙江寧波府定海縣の内舟山の大魚廠といふ港よて十九人が今宿りしは鎮守なる土神の祠堂なり。居は陋隘なれども慈濟堂波の上にあるは勝れり。口馴れざる食物も饑渴を凌ぐは餘りあり。されは虎口をのぼれて慈母につくの思ありなと語す中同夜半此地の把總（譯）守る下人（譯）に入り來り文字を書き示して問へども詳し

は解せせ。唯漂着の次第を尋問するものと推察して、日本薩州の者十九人、武州江府へ廻船の路、大漂流されしと偽りて、文字又は仕形にて答へし。彼亦明には解せざる様子にて歸り去りぬ。此夜は一同こゝに臥し、翌九月一日早朝、池山等は乗捨船の安否、心元なく思ひ、水主甚平等五人を見届けとして遣はし、己は海上番所に至り、乗捨舟引入の儀を請ひし。天氣晴れ、次第引廻すべき返答ゆゑ強ふるともならぬして退き歸りぬ。此日清人の周旋にて、近きあたり、の十二疊敷ほどの明屋を修理し、土間に稿を敷きたるに、移り、食事は近くの茶屋体の家、三人五人づゝ連れ行かれて喫飯せり。同夜より役所の意に従ひ、海賊を防ぐため、錢一匁文を出して、鉄砲、太刀等の兵器を備へたる警固船一艘を雇ひ、甚平等五人も此船に乗りて、難破船の警衛をなし、同五日に至り、引船六艘にて漕ぎ引き入れたり。此船取として、錢一匁文を渡し、且つ

種々の盡力ありし役人又は附役の者へは、夫々金銀尺、船燈、油た等を贈りて、謝禮とせり。船はすゞ港内波靜かなる所に引き入れられたれば、上陸中の宿料、食費等を支拂ひ、總員移りて船住居をなしぬ。同じき八日、千總官(日本領事官の官名)、鐘老爺多くの卒を従へ、乗船して此方の船近く、一船繋りせしが、同十日に乗り移り、漂着の始末を話し、且つ歸國の節は、還すべければ所持の船長刀、弓、鉄砲を渡すべしと、仕形にて諭しけり。よりて、残らず武器を預けし、指刀をも渡すべしといふ。指刀は隨身の具にて手放し難しと、仕形にて答へし。強ふる事もなくて立ち去りぬ。同廿二日定海艦の典史(編年記の西巴耶老爺數多の卒を従へ、大船にて入津し、鐘老爺と共に又我船に乗り移り、漂着の吟味をとけたる末、此國朝廷法令を書き示し、指刀を渡すべく仕形するに、國法とある上は致し方なしとあきらめて、残らず渡しやりぬ。此官人至つて柔和にして

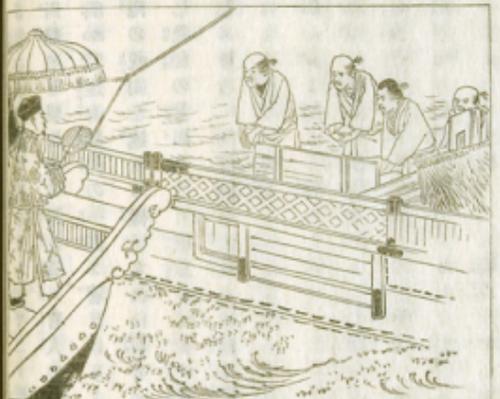
深切なり。同十九日、先<sup>ニ</sup>禮物として贈れる金銀物品を、残らぬ我船<sup>ニ</sup>持ち來り返したれば、何の故かは、知れされども、請取れけり。同廿日、寧波府定海縣の知縣<sup>ニ</sup>正七品段大爺の一艘入津せしが、羅太鼓を鳴らし、すべていかめしき有様なり。日傘をさしかけさせ、我船<sup>ニ</sup>乗り移りて吟味すると、前の二船<sup>ニ</sup>は、同じく豚肉、雞、羊肉、米、野菜等を賜はり、船を修補し、日本<sup>ニ</sup>歸らしむべき旨を筆して示し、話事懇切<sup>ニ</sup>もてなし、やがて其船<sup>ニ</sup>歸れるが、其様いかにも高貴の役人と見えたり。

一同は、漂着以來、方と文字とにて僅か、應對すれども、靴を隔て、痒きを搔くの憾ろ少なからされは、日本語<sup>ニ</sup>通ずるものあらは、其者<sup>ニ</sup>よりて充分<sup>ニ</sup>意志を陳べたし、段大爺<sup>ニ</sup>乞ひし、尤もなることなりとて、承引し、且つ近々、順風を窺ひ、定海縣の城下<sup>ニ</sup>送るべしとあれば、一同がしく、安宿の慰をなしたり。同廿一日、我船<sup>ニ</sup>引船二十艘と外<sup>ニ</sup>警

圓の小舟二艘附き、從ひ、大魚廠の澳を立ち出で、二ヶ所<sup>ニ</sup>日和を待ち、廿三日<sup>ニ</sup>は、引船警固船とも帆を揚げ、邱老爺、外官人の舟々<sup>ニ</sup>は、前後を擁護して、同七ツ時比、定海縣内の一港<sup>ニ</sup>着きける、邱老爺は、我船<sup>ニ</sup>乗り移り、無事着港の祝詞を述べ、る様子なれば、然るべき挨拶をなし、其夜は、港<sup>ニ</sup>かけし我船の警固至つて、嚴重<sup>ニ</sup>て夜中、鐘を鳴らし、鉄砲を放ちて、非常を警しめけり。同廿四日、濱邊なる浦役所の呼び出し<sup>ニ</sup>より、一同之<sup>ニ</sup>赴きたる、無事の着船を祝し、且つ、わが主從へ、豚、羊、雞等の、奠肴をば、あまた、錫の鉢<sup>ニ</sup>盛りて、贈られたり。

同廿五日、定海縣の巡檢使、邱老爺來りて、我船中の寄物等を、一々點檢せしが、其後、邱老爺、段大爺等の見張<sup>ニ</sup>て、荷物を一切陸揚げなし、萬王宮と書ける節を、掲げたる祠堂の後手なる家<sup>ニ</sup>引移りぬ。されは、同夜より、は空船となりたれば、水主、數人づ、船番をなし、持上りたる、鍋釜<sup>ニ</sup>

て炊事して、  
數日をくらしけ  
る。此時の掛り  
役人は定海縣の  
書記陳氏陸氏兩  
人にて米魚野菜  
塩薪まで、毎日同  
人より届けられ、  
其の入費は一切  
定海縣の公費に  
て、後日に至り、打  
罪して劉則木に



きこと、定めら  
れたり。同十月  
晦日、段大爺の  
贈る所なりとて  
菓子食物等數多  
持ち来るあり。  
其後、清國仕立  
の木綿着物袴帽  
子など一組づゝ、  
一同へ贈られた  
り。十一月廿七  
日、段大爺同道

て劉則木といふ  
者来れり。此者  
は平湖縣蘇州の  
范氏十二家の荷  
主の紹介にて来  
れる。そこで曾て  
我國へ渡來して  
言語も通するも  
のなれば、通事の  
ため、定海縣よ  
り平湖縣に照會  
して呼びよせ九



るなりとぞ。さ  
て劉則木のいへ  
るやうお身達の  
船にては再び日  
本へ歸らんと覺  
來なしいづれ中  
國船渡航の節、  
同乗するとよか  
るべしといふ。  
いかにもして修  
繕を加へ、我が船  
にて歸國を望む

官を答へし。翌廿九日、彼又來り、先年興州仙臺の者十三人、漂着の節、  
 の書籍なりとて出し示し、其節は船具まで残らず留まきしが、此度は船  
 具の分はすべて持たせて歸すべければ、必ず我か言ふ如く、いせよとい  
 ふゆゑ所詮、我が望みは叶はぬと思ひて、其言に従ふこと、定めたり。  
 十二月十三日、船の代金として、唐錢四貫文をうけ取りぬ。かく段大  
 爺は、格別厚庇を蒙りたれば、麻上下を着し、通事を案内として、其の  
 家へ赴き、芭蕉布十卷、燒酒一壺、紅花一臺を贈りて、禮を述へし。彼方よ  
 りも亦丁寧なる答禮ありき。同十九日、は總兵官正三品李大人とい  
 ふが、數多の卒を従へ來り、一應の檢閲を了りて歸り去りぬ。此は彼國  
 の我國に對すること、鄭重なるか故に、縱令漂流人、ても決して等閑と  
 せざるか爲し、かく高貴の官人自ら出張して、事を視るなりと聞けども、  
 却て五月、船くぐり、かゝること、はあらずも、おなと、思はれたり。同日段大

爺より、前日、贈  
 りたる物品、一切  
 を送り返されけ  
 るが、初め、受取  
 おき、後、至りて  
 返附すると二度  
 も及びしは、如  
 何なる故にや、不  
 審晴れやらねど、  
 問ひたすこと  
 もえならで、かく  
 て止るぬ。同廿



一日、一兩日の  
 内、乍浦へ渡る  
 べし、今日は吉日  
 のとなれば、荷物  
 の積りぞめすべ  
 しと、通事のいふ  
 に従ひ、清人の手  
 傳を受けて、荷積  
 を終り、一同は、二  
 艘の船に乗り移  
 りて、同廿七日、  
 乍浦といふ港に

つきけり。此所は浙江省興府平湖縣内にて、則ち我國及び奥港などへ渡海の船の寄り集ふ所なりとぞ。翌廿八日一同上陸し、謝永泰といふいと富有なるものゝ家に入りけるが、此謝氏は日本通商、范氏十二家の間屋にて商品の出入共此家にて取扱ふなり。此度は官よりの命よりて滞在中の賄其外の雜費も皆此家にて負擔したり。其の取扱ひ萬事いと懇切にて皆々身の異感もあるをも忘るゝはかりなりき。

明れは午年正月元日通事より年賀として乍浦の官人諸るべしとの知らせありけれども、仲原は不快なりければ、池山のろ下人一人と水主の内三人を従へ、劉則木同道にて役所体の所八ヶ所を回禮せしが、其

通事劉則木帶同日本雜番人池山喜三叩首叩首

節通事の携へたる各報は皆圖の如くにて、官人は出で、答禮するもあり、又は取次にて名刺を受取るはかりなるもあり。

同月三日、平湖縣の知縣、蕭鈞、謝永泰の宅に來りて一同面談し、來月初旬歸國の支度をなすべしなど、懇ろに述べて立ち去れり。

これより先き、水主源四郎、傷寒にかかり種々の手當も其効なく、去る巳年九月十五日の朝に死去したり。當時舟中にて爲すべき様もなく、櫓に辭めてれたきたりしが、着船の上、埋葬の事を乞ひたるに、本櫓に移して葬送すべしとありければ、それまでには及はずと辭退すれども、聞き入れず、清人四五人にていと懇ろに葬りたり。此時は彼がいふに、まかせ見届のためとて、こなたよりも四人の者出で、送りけるが、源四郎一人、唐土の土に埋まりしと、あはれ墓なき次第なり。然るに下人、權右衛門も午の正月十日頃より痲病にかかり、服藥其効なく、同十三日に死去

し前例の如く埋葬の式を終りけるが、重ねての世話なれば、薬價又は  
大夫の質等を許めんと言ひしかども、彼は固く謝絶して受取らざりき。  
同二月朔、我國風、仕立たる繪子縮緬、綿入羽織、清様の細袴、一足の香  
足袋を添へて、謝永泰より一同贈り與へけるが、これは公局、范局の主  
人より送り越せしものなりといふ。公局は日本通商十二家の荷主、范  
局は范氏の荷主なり、且つ十二家の荷主の内をとりとて、蘇州より沈雲  
といふもの來り、出帆までいと懇切、周旋の勞を取りたり。

歸航の日も近き、あれは暇乞として、同月四日、先き、年賀、回り  
し各所へ起きける、乍、官府といふ役所、よては茶、煙、舟を出して暫く留  
めし、其間、勝手口より、美裝の婦人、三人、多くの侍女をつれて出て來  
り、めづらしげ、此方を指し、笑ひなどして、暫く打眺めて入りぬ、同五日  
、蘇氏の邸、おと、澎湖、蘇州を、駐紮とまじ、多くの商人、打よりて、天  
龍三箇、志水、許傳等、種々の狂言を演じ、夜に入りては、美酒、佳肴を、折、陳、  
下、人、水、主、までも、夜、深、る、ま、で、饗、應、せ、り。其言、語、は、通、せ、さ、れ、ば、狂、言、の、典、  
味、は、薄、け、れ、ど、も、わ、さ、く、馳、走、と、し、て、蘇、州、よ、り、雇、ひ、來、れ、る、よ、し、な、れ、ば、  
其の志は斜ならず感せられたり。

同九日、至り、我國へ渡るべき、船商二艘ありて、海、探、庵、蔣、培、二人、船主  
なり。一同喜びて、暇乞を述べ、久しき間の厚意を謝すれば、又彼方より  
も、許、多、の、餼、別、を、贈、り、曾、て、預、け、お、き、た、る、武、器、類、を、始、め、荷、物、交、ら、ず、の、始、  
末、を、つ、け、二、艘、に、乘、り、分、れ、て、出、船、せ、し、が、海、探、庵、の、船、は、同、廿、四、日、蔣、培、  
の、船、は、途、中、で、風、不、順、の、こ、と、あ、り、て、三、月、九、日、九、州、長、崎、に、つ、き、繪、船、  
(繪船とは當時支丹宗門の船なりし、新明にて我國人の世の家門を信するなり)を命せられて上  
陸し、清國、滞在、中、切、支、丹、宗、門、に、歸、依、の、事、は、な、か、り、し、か、彼、の、地、も、廢、し、置、  
たる、武、器、ば、な、き、か、通、商、ヶ、ま、し、き、事、は、な、さ、り、し、か、等、の、吟、味、を、受、け、安、

永三甲午年三月十五日、口書すみ初め沖永良部の島を船出せしより、十ヶ月目、恙なく故國の地を踏み家門に歸りて漂流中の苦樂の様を、親族知己の者、物語るに至りし、嬉しさは何といふへき言の葉もなし。

始り乗出せる十九人の調

松平藤原守実

池山喜三左衛門

生十五歳

源宗

中原仲左衛門 午向十歳

喜三左衛門下人

彌左衛門

吉

源宗

彦左衛門

仲左衛門下人

長兵衛

平

源宗

權右衛門

船頭

甚平

二十六歳

源宗

次左衛門 二十六歳

同水主

彦左衛門

二十二歳

源宗

嘉左衛門 二十八歳

同水主

源四郎

十九歳

源宗

與一左衛門 二十六歳

同水主

喜平次

二十三歳

源宗

茂右衛門 五十七歳

同水主

喜平次

二十三歳

源宗

登世村 十六歳

同水主

喜平次

二十三歳

源宗

登世村 十六歳

第九節

與人支那、漂流し、溺死し、溺船し、便乘して歸國す。

津路徳色郎、分島州津路田志郡之内海郡村西郡兵衛妻子

水主 同前 同人件 津路 華宗

同前 同前 同人件 津路 華宗

同前 同前 同小津村若右衛門件

水主 同前 所用内村利八件

松竹右京大夫領分内由打田次田代津路町長次郎件

同六左衛門守 分同前 由利郡藤原村中兵衛件

同松前守 守 分同前 由利郡藤原村中兵衛件

同井左衛門 領分内由打田次田代津路町長次郎件

同同前 所長次郎件

同同前 所長次郎件

同同前 所長次郎件

同同前 所長次郎件

善吉 虎向九歳

清藏 二十六歳

忠右衛門 二十五歳

喜右衛門 二十九歳

利三郎 三十三歳

長松 三十三歳

吉太郎 三十一歳

伊兵衛 五十三歳

權吉 三十四歳

長五郎 四十八歳

與次郎 二十八歳

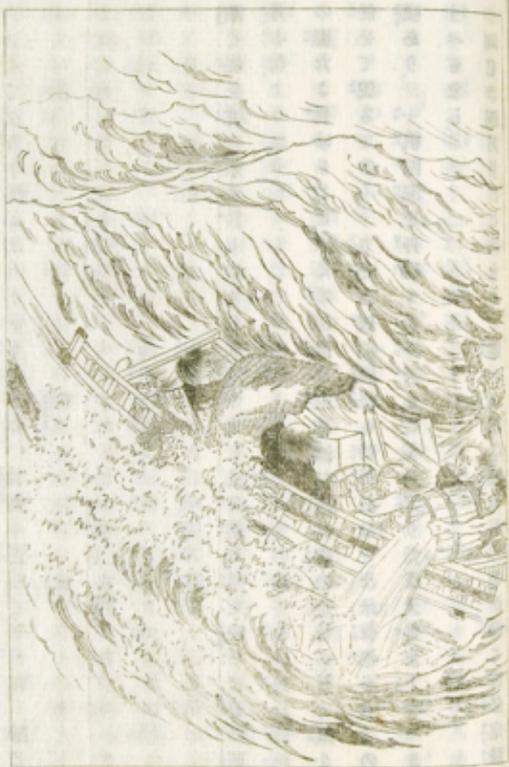
右に擧ぐる十一人が寛政二庚戌年（一七九〇年）二番三番の唐國船に送られ  
て、我が長崎に歸着せり。何時出帆せしぞ。何處に漂流せしぞ。

彼等が始めて開帆せしは實に天明八年（一七八〇年）七月のとなりき。今  
の北海道なる松前の松ヶ崎彦六といへる者の、二十二端帆七百石積な  
る松榮丸といふ大船に、同人の商品酒五十樽、米四斗、二百俵、煙、罌、百斤  
入十箇、木綿五十端、古衣三十、麴三百五十俵、其他の品を積み入れ、船頭善  
吉、其他舟取一人、水主九人、炊方一人、都て十二人乗り組む。同二十日、松  
前港を出帆し、九日を経て石狩に着し、商品を陸揚げしたる上、鮭の摺引  
大小千六百四十束、廿九本と交易し、又之を積み入れて、同十月四日、石  
狩を去り、同廿一日松前港に歸り、同所の間屋なる大黒屋茂右衛門に通  
達して、改を受け、直ちに江戸の材木町三丁目小林宗九郎方に廻漕すべ  
き御定りくだまはし、日船を得ちける内、又も御定り四百三十三本、其外粟米

四十俵、漆味、船積等を積み入れ、水主三人を雇ひ、増し十五人の同乗して  
十一月四日の朝風一帆を揚げ、江戸に向て進航せり。

すで海上に乗り出で、後は風より外に頼むべき者なく、風あれば、  
船進み、風なければ船進まず。船は重く、櫂の力は微かなり。若し虐風  
の起るありて之に加ふるに潮流の方向順ならざれば、いかゞ力を竭す  
とも、船の自由にならざるは、權執て後ち知るを待たざるなり。當時の  
航海者の勇氣賞するに餘りありといふべし。出帆の翌八日の朝は、  
南部八戸沖まで進みしに、西戌の天より大風俄に吹き起り、乗組一同立  
働けども帆を下す暇もなく、吹裂かれ外艘さへも打ち破られて、一船危  
く見えしかば、迫々荷物を抛げ棄て、四條の綱を垂れて引かせ、碇をも下  
したれど、船の流るゝこと急にして、碇綱も忽ち摩り切れ、何處にもな  
く大洋に吹き出されぬ。されは方位をよく考へ、元の地方に乘戻さん

と一同力を極むれども逆風にて進退叶はず僅か一桁を橋に代へ暫しのなきの間合々々々綱を引かせて深ひける内同月十八日は西風大に吹き猛り山岳をも吹き飛はす勢なれば波浪激して空に舞ひ打ち込む潮水にて船は水船の如くなり。一同は身命の限り之を汲み出し僅か一沈没をは免れたれども風波の激する毎に碇六箇まで摩り切られ今も破船の様子なれば斯くある上は到底人力の及ぶべきにあらず唯生死を天に任すべしと一同誓を切り船頭所持の脇差其他鏡小刀鉄の類を身代りとして海中に投げ入れ偏に佛神を伏拜み如何にもして地方に近づかせ玉へと乞へど祈れと更に其險なく漫々たる海上に山なす怒濤に打ちゆられ流れゆくより外はなし。船頭は勉めざるにあらず水主又哀れるに非されども天運會せざるときは又如何ともすべからざるなり。



かくて數日を經るほと、薪水盡きぬ。糶米も乏しくなりぬ。捨て  
棄りの鹽魚はあれども之を食へば咽乾くがため、食するものなく、さ  
りどて命の惜しさ、絶食をなしがたし、竹片船板の類を取り外して  
飯を炊き、僅か一椀づゝ、て餘命を繋ぎ、一向、天水を仰ぎける程、  
十二月廿三日、至りて、少しく雨降りたれば、端船桶鉢等、之を承けて、  
漸く渴を凌ぎ、來る日も來る日も爲すまなく、打過き、年も改りて、酉の正  
月中旬より、波少しく和き、二月中旬よりは、又々元の如く吹き荒れ、陸地  
の影た見ゆることなく、唯白浪の上、漂ひ西と東の定めもなく、風、  
任せて流るゝのみ。力山を抜く猛將も、時利あらざれば、難逃かざるの  
嘆あり。一帆船四海を奔馳する海夫も、こゝに至りては、又手を下すべ  
すべし。

同じき四月廿日ころなり。遙か、目、見るものあれば、これ必定、陸  
地なり、いかゞもして、乗りよせ、たしと思ふとき、見馴るる船、帆をかけ、  
近づき來る者ありしが、筒袖襦袢、ゆゆるき股引を穿ちたるもの十人は  
かりどや、と此方の船、乗り移り、食餘の米四俵を見付けて、奉ひ去  
らなず、様子なり。それなくは、餓死すべしと、仕形、て示せども、持ちた  
る劍、て威しかけ、猶船頭所持の小篋、其外夜具、有合の錢六貫文をも  
掠め去れり。無念やる方を、けれども、手足も利かぬ者のみなれば、爲る  
がまゝ、任せしが、慈悲も情も、荒海の上、儼く海賊等、憎みても、尙餘り  
あり。

同じき廿六日の明け方、半里ほど、距りて、地方の見ゆるとき、廿餘艘の  
小漁船ありしが、其乗込の人々を見れば、何れも、前の海賊の衣裳、同じ  
き、こぞ、これはわが日本の地、非ず、定めて、清國、もやと思はれたり。  
助けくれよと、仕形、てたのみ、其が船、引かせて、海岸番所の前、碇を



太郎は十月廿九日舟行中、榊取佐之助は當正月十三日水主惣右衛門は同廿四日舟浦にて、何れも痾病のため客死せり。與三郎甚太郎の死骸は典吏の手にて埋葬したれば、漂客は知るを得ざりし。佐佐の惣右衛門の葬式は清國の大夫及び巡檢と共に野邊送をなし、彼國の習俗に従ひ、三寸四方程の箔紙を燒き捨て、土葬せり。此の金銀の箔を紙にうつしたるを冥金と名づけ、又帽子衣服等の衫を押したるを冥衣紙と名づけ、佛事の時に用ふるは彼國の習俗なり。さて一向は、漂友の死を憐れ、運事を以てせめては右兩人の石碑なりとも建てたしと乞ひし。小さき石に郷貫俗名を彫り付けて、四月十九日成りたれば、共に建立し、手傳ひて此世限りの暇乞をはなしける。

一同の歸朝の心願空しからず、我國に運ぶ渡船あり、四月十一日、十二日二船、乗り分れ、各船一人づゝ附き、一船は五月十九日

一船は五月廿六日、一船は五月十四日、一船は六月十四日、何れも恙なく、長崎に着き、形の如く取調へを受け、後ち各歸國を許されける。が、前には帆を松前へ開き、雨來常、逆境に陥り、怒濤天を衝て、千雷の響き轟くが如く、一葉の敗船空に上るかと思へば、忽ちして千尋の水底に陥り、聲を限りし神と呼び、佛と呼び、叫喚地獄に悲嘆せるも、今は遠き清國を實見して歸り、長崎に笑顔を開くを得しも、海事に勇なる船乗業の徳ぞかし。さて歸朝の時、漂客の所持したる書類は、安永七年に受けたる松榮丸の手形一通、天明八年江戸廻しの節に受けたる往來切手一通、共松前志摩守の下役より出てたるものにて、船頭所持し、此外榊取水主の内にて、寺受狀九通、並に太神宮諏訪金比羅阿彌陀觀音大般若等の掛守と舟浦にて與へられたる左の懸狀なり。其懸狀は、轉寫の誤りと思はるゝ文字あれども、未だ他に校讐すべきものを得ず、改む

る由なけれは止むを得ず其のまゝこゝに添へ記すとしかり。唯好  
奇の士のためとするのみ。

兩局會館

舟長崎前難民伊兵衛等十一人呈稱遭風漂至天朝得蒙矜恤現在盤衣  
食費及水土服習然故將念切々奉願早求歸國辱因今兩局會館公議本因即  
送伴傳歸里目下已屆春分信氣東南風當今之時不敢放展送往俟三月間兩  
局回掉船來至四月內發辨出口即使兩局分送伴傳歸國到長崎也

乾隆五十五年歲次庚戌正月三十日給

兩局會館書

第十關 勢人魯西亞に漂海し十二年を経て歸國す。  
人王第百十八代光格天皇の御宇寛政五年癸丑九月十八日曾て魯西亞  
に漂着し今年夏蝦夷の根室に送り届けられたる伊勢の光大夫師多に傳る  
ありて十一代將軍徳川家齊公吹上師也の上覽所より出でさせらる。正  
面には簾を垂れて透見あるやうに設けられ右方なる奥には松平越中  
守加藤嘉江守平阿美濃守高井主膳正列座し小納戸頭取龜井駿河守小  
野河内守多記水壽院桂川甫周の面々は訊問の役として將軍の右手に  
着坐し今日の執事として中川勘三郎矢部彦五郎の兩人等控へたり。

さて呼び出されたる二人はしづくと入り來り帽を地上に置きて  
拜禮し兼て備へたる二脚の床几にかゝりしが此時光大夫の打扮は唇  
を三つに組みて長く後垂れ黒絹にて之を巻き衣の襟には金の小牌

をかけ、桃色銀モールの筒袖外套、紅き珠の鈕を、徹り同し地の袴、紺地錦の緊身を着し、足は莫大小の上、黒ハルメヤ革の長靴を穿ち、魁藤の杖を携へたり。磯吉も亦大同小異の打扮にて、銀牌をかけ、紺トロメンの外套、銀の鈕を、徹り天鵝絨の緊身、黄黒間道の天鵝絨の袴なるが、其襟當時珍しければ、人皆奇怪の打扮もあるものか、と評し合へるも、理りなり。

抑も此船頭大黒屋光大夫水主磯吉の兩人は、もと伊勢國川曲郡南若松村の生れ、同國白子村彦兵衛なるもの、持船神昌丸、紀州侯の城米を積り入れ、船頭水主十五人外、紀州侯の上乗一人中乗一人併せて十七人乗込み、天明二壬寅年癸卯十二月十三日、白子の港を出帆し、大江戸さして走らせける、はからずも駿河沖まで大風、出逢ひ浪高くして、船乗け今も沈没すべき様子なれば、舟楫を解り棄て、櫂を切り折り、舟うして、脚部を凍まし、翌十四日は伊豆大島の方へ吹き出され、同日晝ごろより、目につく山は更になくなり、それより日、日西風、さて東南の方へ流れける、同廿日は丑寅風、吹變りたれば、船中大喜び、幸は伊豆の地方へ吹寄するともあらざると思ひし、兎角潮行あしくして、意の如くならはこそ、其夜又々西風となり、東南の方へ流れ去り、楢桶等もなければ、爲ん術もなく、流るゝまゝ、打ちまかせ時を待つより外はなく、唯乗残りの米百五十俵のありしを、圍ひ、幸は、れ屋敷竹を積入れありたれば、燃料は事欠かず、櫓の上へ孔を穿ち、承けたる天水を木綿にて漉し、黒米の飯を炊きて食ひ、充て、凡そ八ヶ月はかりを経て、翌年の七月十五日に至り、乗組の内、幾八なるもの一人病死したれとも、船中にて何の密もなし、がたく、一同打ち寄りて、念佛を唱へ、海葬したるも、哀れなり。此間の苦難中々筆紙に盡しがたし。

同廿日の朝、東南の方遙く山見えなれば、皆々力を得て如何にもして地方に近寄たしと、潮垢離を取りて祈念しける。念佛の愚も、次第く山の方へ近づくと、故たとへ上陸したりとて、食物なくては如何せんとして、先づ飯を多く炊きて桶に入れ待つ間程なく何國の端と知らねども、目さす岸邊に近づくとを得たり。されど磯打つ浪の高くして、端舟をれるすたは自由ならざる、あまつさへ乗組一同皆疲れたるものゝみなれば、容易に岸には上りかねたるを互に助けられ辛うして上陸しける。本船は見る間、荒浪のため破れはけり。此地は如何なる國ならんぞ、互にかたたらふ折柄、彼方の山邊より、甘話に聞きたる妖怪ともいふべき異様の者とも十一人進み来り、端舟をは力を併せて陸に引上げたり。其標鳥の羽など綴り付たる衣を着、頭は赤毛の帽子をして、皆か見苦しき夷人なり。こゝをたは荷櫛の籠を出し、

仕形して示したる、四五人は手を併したれば、これと興へたる香を喚きて顔をしめ、一口二口食ひて又吐き出せるは、かねて殺食し馴れたる蠻夷と知られたり。此者共の案内にて、凡そ半里ほども行きたる、山の上より鉄砲を發打ち放したれば、何れも其不意に驚きしが、暫くして美々しき裝束を着けたるもの十五六人立進びたるに近づきぬ。彼等は何をか問ふやうなれど、曾語少しも通せず、唯仕形にて互に其意を通じ、同は小屋掛の如き所に入りぬ。程なく草にて巻き海水にて煮たる魚肉を戸板やうの物に載せて出したれば、之を食ひ、進み此地の様子を尋ぬるに、魯西亞領の網師家といふ横一里半、堅七里ほどの島にて、彼の十五六人の者は魯國より出張の役人なりとぞ知られる。言葉は定かならざれども、何やら尋ぬる故、日本人と答へたるに、ヤコブ・メス・コエと合點せり。

元來此島は田畑をければ米穀一粒もなく、土民は鋤釜もなく、僅か一山の端まで穿ちたる穴中に住居し茅草を薪とし弓矢の外武器と見るべき者もなく、甚だ臭し。女は顔と手の甲に青色の黥を爲し、又唇と鼻の角を生じたれば皆々驚怖するを大方ならざりしが、熟々見るに角は自然の物にあらずして鯨の鬚を筆の軸ほど削りたる長二三寸の物を下唇と鼻の障子に二本づつつけて飾りとせざるものなること判然したりければ始めて安堵の思ひを爲せり。此の角平日は取りはづしれく、至るまで其初め穢き時、唇をとよ孔をあけ、瘻口癒えたるを見て島の狝をさし、後ち角をさすものなり。土人はラッコを捕り、其皮を割きて午糞となし、又は貿易品に充つる由にて多くの手代をもてる富豪のもの、此近邊の島を幾組もあるよしなり。船大夫は役宅に同居し、日毎に船を揃へて、食ともて其の傍りものともは土人と同居して

病は穴船し、或は皮を斬るゝ土民の如き、臥し爲すこともなく、打ち暴すうち翌辰年九月晦日、日支で同行中七人は病死せり。何れかナシカ(師長名ヲ云フカサナシカト云フ)とて見馴れざる病症なり。(三十八日九月九日十月十日六日二日五日)

其の後は魚の潮貢と黒百合の根を水糞となし、之をかきませて白酒の如く作りたる物のみを食物となし、空しく數年を送りけり。此の島に漂着してより三年目の七月頃なりき。或日一艘の魯國船來りしが、岸邊に近よりて破船したりしかば、一同手傳ひて船材を運び上げ以前よりは小なる船を作り換へ、交代して本島を立去る役人と同乘し、天明七年七月十八日こゝを出帆し、船路千四百里、(四百里)を経て同年八月廿三日、(廿三日)紙紗塚に着船せり。此地は魯國の地續き、夷人の住地といへども魯國より出張の役人も住み、市街もあり、綱師塚よりは遙くま

さりてよし。さて其地に着きたる後は代官より引渡され、光太夫は代官の宅に寝り、八人は旅宿に役人一人、醫者一人、卒二人を附けられたぬ。食物は代官所より始の程は麥粉やうの物を給せられし、後は牛肉、牛乳等を造られたれば、食料なる物ゆゑ返上せし、さらはとて干魚等を給せられぬ。然るに折あしく、當地饑饉にて、餓死するものさへ多かる状況なれば、代官所にて、食物を差支たるにや、一日は八人の者へ牛肉と米一合づゝ渡され、到底食足らず歩行もなりがたきまで、飢えつかれたり。此時宿の亭主の教に従ひ、櫻樹の上皮をひき去り、中なる甘皮を食ひけるが、来る五月まで、凌がは川魚も多く得らるべしとて、代官より懇なる慰めもあるとゆゑ、辛抱して日を送る中、此懸食に耐へざりけん、八年四月五日より五月六日までの間、真三松勘十郎、藤藏は病死せり。二人、舟り二人、舟り次第に成るのるすれば、舟時が我身もかくあらんとぞ、さるに節の衣をぬらしぬ。この邊は極めて寒地にて、人皆河水の凍りたる上、雪車を犬にひかせて往來するなり。

去るほど五月となり、いさゝか暖氣を催し、川々の氷もどけ、チエツケヤとて、鮭に似て大なる魚數々、大塚家の鴨、大木を多捕れたれば、始めて蘇生の思ひをなしぬ。同六月十五日は、役人足輕等の附添にて、川を立ち、川船に乗り、又は山路を馬にて越え、三百七十里ほど隔りたる地、桐に到着せし、光太夫を始め、同銀貨若干を給せられ、同八月一日、又同地を出帆し、八百里の海上を過ぎて、同三十日大塚といふ港に着きけり。此間海上にて食物につき、三日が程は水まで乏しくなり、

大塚家の鴨

大木を

横に重ぬ

横み上げ

たる家

て屋根

に板を用

よ。



毎日茶わんも少しづつ、の水を呑むはかりよて、食物は「ナエレナシヤ」といふ葱の如き草の鹽漬はかりなり。其艱苦堪へ忍び難ければ陸路を廻るべしと評議せる内俄に順風となり着船しけるなり。

一同は與へられたる銀貨あれは食事等の心つかひもなく十二日はと逗留する内國都へ登ぼすべき荷

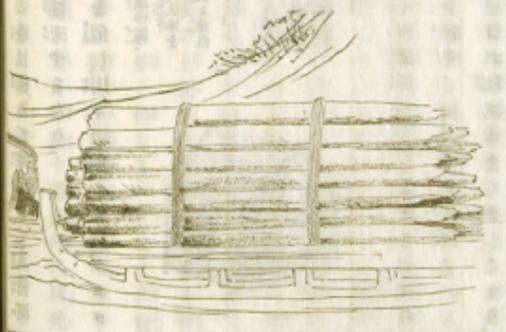
物ありて其率御役人と同道し九月十二日よこへを立ち出てぬ。

大塚より夜光塚までは驛次もなしとて食物其他馬の糧までも準備して出發し夜は木綿製の蚊屋の如き物を釣りたる中に露宿し凡そ半分道も進みしとき雪いたく降りたれば更に一層の困難に陥り夜は木の枝を折り其上に皮を

大塚雪軍の圖。此地の雪多く積る所よて、専ら雪軍を用ひ、氷水の類何なりとも之に積み、數疋の犬を牽かしむるなり。尤も冬に至れば海上をも之よて凍結せり。其犬はよく戦

ちしたるものよて御者御杖の如き物と折り、口雷と喚び、前といへば

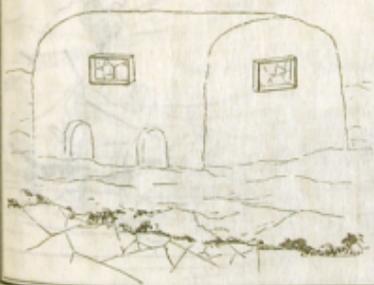
右し、左といへば左し、真中といへば直行し、船めといへば船め、御杖を地よ立て喚せば尾を止むるなり。御の鞭を重きよよりて犬も多少あり犬の御見の時より戸外へ出さず、家の内よのみ書ひ、つなぎふき馴らすよて、夏の生息念の乾魚と與へ食せしむ。(御杖の圖)



敷きて臥し、乘馬にて旅行するも、手足凍えて堪へざる時は暫く下馬して暖を取り、又乗りて進み、辛くして十一月九日夜、光塚に着きけり。此間の道程千三百十三里と聞えたり。此地は魯國の東北隅にて寒氣至て強く、旅

王良より西部の人家(土室)の圖

行中、馬家作り土室の如くして、屋根並び四方とも土にて厚くぬり、一方の横手より戸口を付け、之より入り又横へ直角の處より内戸あり。上より唾を吐けば、忽ち凍り、カラカラと音して落つるま之を開けば居間なり。土重戸口の寒氣の吹込みを防ぐなり。内は板敷又土間にて、家所の臥床を高くせり。明り取の窓の水を用ひて障子とす。これ厚き水を用ひて窓の形一切り取り、窓の入りめ、すき間を雪とつり、後水とかくれば忽ち凍りつくなり。もし外より雪ふきかけ、又内をみぬりたるとき、之を拭ひて其の窓を開いて暖しくするなり。



をささるべし。六七八三ヶ月間は晝夜の証明かならず夜に入れば暑り大なる日より却て明るく燈火を用ひずして細字を讀み得るほどなり。(此の地は北の)此より五百里以北は人家もなき荒地にて二千四百里の北海上は、冬夏の別なく終歲氷にて寒れり。

夜光塚に滞在中、光大夫は銀三十五枚、璣吉等は銅錢二貫五百文づゝ、代官より賜はり足輕附添にて同十二月十三日出發す。大なる櫛の上には管番屋の如き物を作りつけたるに乗り、又所よりては馬に乗り、翌寛政元年二月七日道程二千四百八十餘里を経て射鴻塚に着きぬ。此間にて驛駝といふものを見たるが、頸最も長く、脊に瘤のある獸なり。又雁は終年此國にあり、就中春の中頃より初秋まで多く卵を産みてかへし、家々にも我國のあひるの如く、羽をきりて飼養し、雄四五羽、雌三四十羽をつけられき卵をとりて食料に供せり。又朝鮮人支那人などの、

此地より來りたるを見たり。

そもく漂客の魯國に漂泊すること前後十數年より其間死を決したる者亦少なからざれども最も恐れを抱きたるは此地方の酷寒に如くはなし。凡そ此の國にて冬間外出するものは皮衣を着、靴の皮にて脚をつゝる、目のみ現して歩行するに若し引き合せの間、降より耳鼻を露はるゝときは凍りて石の如くなり、家に入りあたゝまるに従ひ、忽ち解け落ると常なり。時々解さきのえりたる如く解け落ちたる者をも見たるが皆此寒傷の致す所にて、土人も此害は免るべからざるなり。それのみならず、ひしき寒氣に逢ふときは手足も脱落するに現に庄藏といふもの如きは此がため大に罹まされたるに、此地の醫師は鎗にて兩足の膝節よりひき切り、燒酒をひたしたる木綿にて切口をつゝりて治療し、全快の後、足を木にて作り足せり。其の手術を施す時のさまは、わきの見ゆるもあはれなりき。

魯國の王都伯得堡へ、歸國の願書を呈出し、其返事を得るまで暫く此射鴻塚に滞在し、毎日飯料銅錢十文づゝ、代官より渡され過しけるが、その返事の來れるといふを聞くに、歸國の念を思ひ止まり、魯國の人とな

夜无寝まで

の雪中支度

の難。

袋の如き皮

衣より頭を

出し、口を

かり出す。後

物と被り、

手袋をいれ

足を包み、

皮靴をひき

防寒の用意

厳重なり。

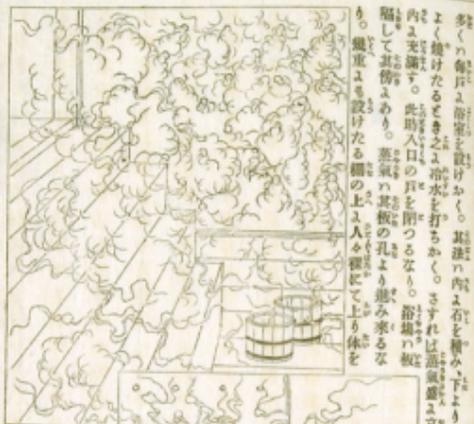


らは相當の官位を授くべしとなり。今まで待ちたる甲斐もなし如何なる事のあるとも歸國の志を果さではかれかじ。と又も願書を出しけり。其間に紙紗塚より大塚まで同道したりし下代官も着到し此所の諸人に紹介したれば日を追ひて知人も出来請所に呼はれて或は談話の友となり或は見物に同道し特にキリコといふ人等二三人とは最も親しく交りて一日其家に往かされは迎ひの使者を遣すほどに繁く往復し歸國の相談なども此の人に爲しつゝあけくれ國都よりの返事をまち居たり。去る程に二回目の返事來りぬ。其の主意は若し此國に留りて商業を營むに於ては資金は國王より貸し下すべく貢税をも免ずべし。との沙汰のみにて以後は食費の下賜もなく急に梅口の途ふさがり又如何ともすべきやうなく已を得ず知己の人々を訪ひて一飯づゝの恵みを受け特にキリコの教訓によりて日を送り又貴國救恤の

船中での蒸気風呂の圖。

多くの船に浴室を設けかく。其法の内を石を敷み下より火をたき石のよく焼けたるときに湯水を打ちかく。さすれば蒸氣を立ちのぼりて其内を充満す。此則入口の戸を閉つるなり。船中では風呂の板を隔して其傍もあり。蒸氣の板の孔より湯水来るなり。鐵重をも設けたる欄の上へ人々登じて上り体を

蒸せよく焼く失せぬ。湯も出る。欄の小柱の裏付のまゝなるを蒸せ、湯の如く女せるものなり。人々之を持って自林を打つゝ湯の蒸ると妙なり。をか湯水流し等の本邦も同じ。



蒸せよく焼く失せぬ。湯も出る。欄の小柱の裏付のまゝなるを蒸せ、湯の如く女せるものなり。人々之を持って自林を打つゝ湯の蒸ると妙なり。をか湯水流し等の本邦も同じ。

恩は最も有がたく感佩に堪へざる所なれども小臣本國に暴帝王のありあり容易く節を柱げて外國の臣たるとは我國俗の許さざる所なり且つは老母妻子兄弟の愛情斷ちがたきと食物言語に至るまで百事意に任せざるを多し尙一層の教懐は速に本國に歸るの恩に浴せしめ給へ。と認めて酉年二月七日に三回目の願書を呈出し其の返事を待ちたれども唯年の改まるのみにて何の沙汰もなし。キリロいへるやう子等が歸國の願の叶はぬは願意の王聽に達せざるによるべしこの上は國王に直訴して終局するより外に術なし予も同道して充分に願意を貫徹せしむべし。との厚き情の言葉に従ひ帝都伯得堡に上る用意をなし亥年正月十五日光太夫穢吉キリロ三人にて遂に此地を出發せり。道中は大なるそりに乗り夜もその内に臥し道のあしき所は馬を十八九騎道よき所は八九頭位を駈きて走りせられたれは一晝夜五六十里を駛せたることもあり或は所により馬に乗り術を以て馬をつぎかへたる所もありて六月ころに到着せり。これより先き一月中旬に乘組九右衛門は病死し射鴻塚に残り居たる三人の内木主新藏庄藏は病にかかりて甚だ危篤なりけるとき若し彼の宗旨に歸依せば一たびは必ず回復すべきやに聞き及び其宗旨に歸依したるに不思議にも其病全快したれば後ち永く魯國の人となりて留まり小市は其後國都へ送るべき薬種の荷と共に上京しぬ。

伯得堡に着して三日目なり。キリロ大病にかへり爾後三ヶ月はとは病瘳に就きたれば二人共に之が看病に怠りなかりし程に追々病氣も平愈して歸國の願を立つる運びに至りしが同年十月九日國王よりの呼出しありて宮中に伺候せり。數多の官人席を列ね玉坐の左右は宮女雲の如く立ち並びたれば心取かしくて逡巡するほどなりしに一

人の官人手を取て女帝の前に進み、兩手を重ね出されよと教ふるにぞいふがまゝになしたるに女帝は御手をさし伸はし、指尖を光太夫の掌の上に軽く載せられけるを、三度戴きて管ひるが如くをすべしとの教へありて又其言の如くに行へり。これは始めて帝に謁する時の禮法なりとぞ。其時高官より日本へ歸國さすべき由を申し達せられ且つ今や世界各國大抵吾國と通商交易せざるはなきに、日本のみ未だ通商なし、汝歸國せば交易のとを以て我國の情を言へ」と諭されけり。始めに國王の指圖餘りに遲滯するを患ひ、紅毛人は永く我國に通商するとを兼て聞き及びたれば、彼等によつて歸國の周旋を頼みたるに、魯國への願書を引き下げ、魯國の手をはなれたる上は送り届くべしとの事故、如何ほどの時日を要するやと問ひしに、三年なりと答へたり。魯國より歸らば左程はかゝらざるやうに、及びし故魯國にて萬一事成ら

ざるときは紅毛人に頼まんと決心したるに、今や郵使せありしかば、喜ぶる限りなし。後に聞く所によれば、今帝女王は御名をエカレリナ、アシキセウナと申して、御年六十四太子はバツルヘトロイナ、年三十九皇孫は一人はアレキサンデル、バウロイナ、年十六、一人はコンスタンバウロイナ、年十四にあらせらるゝ由なり。

伯得堡は二里四方もあるべき大都にて、王宮の構へは我國の大名の城廓等にくらぶれば少しも城と見えざる建物にて、平人の住居と大差なく、煉瓦を五重六重に築き上げ、二重三重めに築山泉木花園などあり。國王より歴時計とメンタアリを賜はりしボメンタアリの一面は、國組伯多帝乗馬の圖、一面は現女帝エカタリナの肖像なり。此は勳章にて國家に功勞ある者の外には與へざるものなれば、何方に行くも之をかけ居れば、款待せらるゝなり。特に滯在中は度々國王より招かれ世

嗣又は子息息女の側近くまで談話の應答をなし其の他官吏豪商等に  
招かるゝと概ね虚日なくこれが大めに城中廻る限なく見物し又何處  
に往くも胸にかけたるメタルのため例外の國人としてとがめらる  
るとなし。我國にて老中ともいふべき官人と馬車に同乗して野外に  
遊びたるともありしが其往來至て手輕のものなり。女帝の行幸さへ  
車の前に前驅二人立つ位のとにて人留等のとは更に見ざる所なり。  
滯在中は何れを見ても眼を驚かさざるものなく高樓雲に聳へて夜  
は街燈晝を欺きゆきかふ人々一人として提燈を携ふる者なく大道廣  
くして馬車軌を列べて駛すべく病院乘子院學校等の備はれると唯盛  
大といはんより外なきなり。寶車には大なる磁石あり大さ三尺はか  
りにて方形なり。筋金を入れて釣り下げ其四隅に百貫目の碇一箇づ  
つすひつきたり。其碇の端蓋を翻せば四箇の碇地に落ち又端蓋をも

どせは飛ひ上りて吸付くと元の如し其奇巧唯目をれどろおすはか  
りなり。これより少しく此國在留中の雜事を記さんと言葉の我國と同じき  
は唯人參茶煙草の三なり。或る露人は水晶にて天日をとり煙草を吸  
ひたるものありしが光太夫は日輪に不敬なりとて之を爲さざりしに  
彼れ大に之を笑へり。又武藝の練習は砲術と足踏の稽古を専とし刃  
物は鈍くして切れざる様なり。弓を持つは獵師に限り其弓は我蝦夷  
人の弓の如く甚だ粗末なり。總て此國は獸類甚だ多く其革をは多く  
外國へも出すなり。之に反して藥種の類は甚だ少し。

此國に我國の事によく明かに知れたるは驚くに堪へたる次第にて  
我國の事情を詳かに記したる書物又は日本總圖等數多ありて都邑山  
河の名稱諸大名の紋所まで委しく記入せり。又松前より渡りたりと

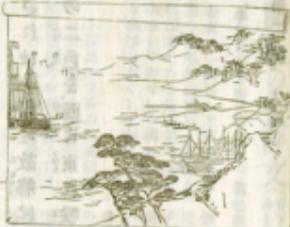
て淨瑠璃本四五冊と市川團十郎の畫紙あり。忠臣藏と源平盛衰記中の義經頼朝のとなど明かにて且又菅公を尊敬しれしなべて本邦を神國として慕ひ當時の桂川甫周中川淳庵(神田の淳庵は若州の淳庵なり)の名をはいつれもよく知り居れりとぞ。

伯得堂に氣程の野猪鬼雀ほとんぼの候難ありたれば歸國の節持も歸らんと三疋まで伺ひれきしに彼の國人口々に所詮保つまじといひたれども若しやと思ひて伺ひ置きしに果して死にぞ歸らざるは残念なり。いよゝゝ魯國政府より護送さるゝとに定まり光大夫は金銀百五十文小市礮吉は同五十文其他にキビツカとて與の如き乗物二臺傳馬四頭道中切手なりとて首にかけれくべき銀の小判形へ國禰と現女王の像を彫刻したるもの等を賜はり國を出てより十年目なる亥年十一月廿六日辰キヨロ同遊にて伯得堂を立出せ國王の舊都なる莫斯科に立

ち寄り十四日附返歸す。此地に有名な大砲あり。砲口に入り仰仰に臥し手を伸して試むれば其指さき少しくつかゆるはとて長さ三間許りなり。又有名なる大鐘あり。燒落ちて今は大地に喰ひこる居れば周りを廻りて石垣を作り其内へ下りて見るやうになしたり。其大なると言語につくしがなく小山の如く見ゆるが重さは我國の四貫五百目を一貫目とせしめて二千五百貫目あるよしなり。さてこゝを立ちて射鴻塚に向はんとするに此地の重立たる人々に招かれ立膳の馳走等あり来る五月ころ出帆すべしと國王の仰せなりとて傳へらる。それより東方さして射鴻塚に着きたるは子年正月三日なりき。かくて五月廿日キヨロアタム同道にて通辭其外共出發し舊路を還り六月十九日夜光塚に着し七月二日同所を立ち大塚につきたるは八月三日なり。こゝよりアタム並に船頭等三十九人と光太夫礮吉小市都合四十

二人乗り組み、九月十三日同所を出帆し十月十七日といふに嬉しやわが日本國東蝦夷地の内ねもろに着きにけり。時は維我國の寛政五年九月三日にて、一同は天明四卯年より彼の國の曆數に従ふたれば、四十年の差ひを生じたり。三人は直に松前奉行の手に渡され、大て江戸に送られ、將軍の覽にも備はりしとにて、我國人の漂流して歐羅巴大陸に墜り、恙なく歸朝せるは此三人を以て嚆矢とし、いともめでたき珍事なり。然るに憐むべし。小市は十數年來の苦辛も水の泡、日本に着きたるまでにて、ねもろに歿したるは氣の毒とやいはん不運とやいはん。さて二人は將軍の糺明も終りて、白洲を退き、船子橋なる御廬の宿に歸り、官命如何と待けるが、これより先き光太夫の一船行衛知れざりしとき、三卯年ば待ちたれども少しも手がかりなかりければ、海上にて果てたるとぞなし。白子村にては、佛事を齎る、これまで多く水死せるもの

の書提の丸りとて、江戸回向院内へ燈塔を建てたりしが、一つ昔をすぎし今日、白子の船客歸れりと、聞く人々は夢現、回向院なる燈塔をこれかあれかと尋ぬるに、船の形の石塔に、光太夫と彫付けたるもありたれば、これ此人の歸りしなりと、觀る者市をなせりとぞ。



此年も暮れて翌寛政六卯年六月十三日、二人共に外國に漂流し、幾多の歲月と艱難をへて歸朝せると、奇特なる志なりとて、金三十兩づゝ、賜はり別儀を以て在所に歸るを許さず、江戸番町の明地葉草植場の内に住はせ、月々の手當として、光太夫に三兩、穢吉に二兩づゝ、

穢吉に二兩づゝ、

賜ひ勝手妻を呼ひ寄せ植樹の手傳等を爲すに及はず當分無役に安居し外國の事は猥りに他に語るまじく遠せられ又根室にて病死せる小市の家郷なる石川日向守領分勢州川曲郡南若松村小市の遺妻には十三年以來貞操を守り四石餘りの田地を耕作して農業を勉め居たりし實として銀十枚と小市の遺品一切を賜はる旨同年八月十五日を以て達せらる。されは一婦は故郷に未亡をかこち二夫は樂園に餘生を送り幸と不幸の二色を西と東に咲き分けしも定めなき世の習ひなりけり。

本 派 流 説。 第二篇 大尾

本書第一各新聞紙の批評文(府下の分)

批評文の中、事實を試る者三あり。擔任記者の粗雑なるべし。

●毎日新聞(八月十日) 著者か小國民の主張たる條、觀得意の健筆を振ひ寫政世中我輩船の異域一漂流して危難入運過せる古柳と危難纏著したる是其第一編なり。而して著者の意の見聞海事を知得せしめ國民教育の一助となさんとするより尙事も久くして新となる此書の如きなり。

●改題新聞(八月十一日) 小國民の主張石井氏同氏の著述を以て日本漂流記の標題を備きて流く海外へ逐向實地を試みたる人々が流離難難の有様を叙して兒童の志氣を鼓舞せんとするより家庭教育の要書なり。

●寸鐵(七月十三日) 小國民の主張石井堂氏往古國民魂氣の志方今接踪措折して密し孤島の中を暴息するを脱し古來の天性を復活し遠征航海の雄志を養成せし目的を以て在昔野人の波瀾も讀て漂流萬難を嘗めし事項を編著して日本漂流記と題して世に公せり。今や萬島を在りて居たる政府又齊整し一法一規一拘々萬たの時長髪を振り脚音を流るの感あり其編体文章の如何を問はず兒童教育の有益の書たることを信するなり。

●繪入自由新聞(七月十四日) 本書の第二出版を以て完結する由なるが編者の意の固く兒童をして海事を

知らしめ亦た國民教育の一助と供するを在りて存する。予書中載する所徳川氏時代の限らず一人の談話各島の風俗禽獸草木等々廣葉民の業態なる挿書と挿書吉民の石炭書と添(たれば美麗いふばかりなり)。

●新新聞(七月十五日) 日本漂流記第一編現る編者の目的は日本男兒にして遠征の雄志を發せしむるを在り第一編前入船編と漂流し明辨を盡て故郷に歸る第二編前八島編と漂流し一板を擧りて故郷に歸る第三編前八島舟編と漂流し土人を擧て故郷に歸る第五編前八島保編と漂流し萬死を由て故郷に歸りし事跡を詳記し且つ圖を以てす一たひ之を補け以て免聲々々の中又言ふ可からざるの微辭を聞く。

●會友(七月十六日) 此書の小國民の主張記者石井氏が氏が日本海國を育ちたる兒童をして故郷の業を知らしめ侍ら國民教育の一助と爲らん爲め編纂せしものよしと徳川時代海外一覽載せし漂流人の奇談を掲げ之を加ふる各島の風俗人情等を記述し且其地なる繪畫等も挿入したれば實に兒童の讀本として適當なるのみならず當世の事情を知らんとする人々も取りても亦有益なる書物なるべし。

●郵便報知新聞(七月十六日) 帯流記漂流記が如何

又多く吾國の紅顔子をして敵爲の氣象を養ひ成せしぞ  
 這種の書物は今我國益髮見の手よ上る喜ぶべきかな  
 此の書は外國に譯流したる我が國民が書らし歸る實語  
 を蒐集したるものなるを以て兒童に海事を知らしめ國  
 民教育の一助となすありと東洋の海國一日も早く征  
 覇を行く担差の如く帆を操り鼓棹するの健兒を出だ  
 したし

●東京朝日新聞（七月廿日）本書小國民の主義石  
 井氏同氏が國民教育の一端を備せんどの目的よて徳川  
 幕府の頃譯流し事實の殊々著しきを蒐録したるもの  
 なり當時海軍の構造十分ならざるより雖もすれば激進  
 氣節の爲に其身を道ち又ハ國情百里の異域に譯流して  
 幾多の平賊を嘗たりもの少なからざる中本編に載  
 する所筑前原野の水大流七が聯合廿二人共々前浜に吹  
 流され九年間の難苦を嘗み盡して只一人歸郷したるが  
 如き戦の又難きを嘗み盡して只一人歸郷したるが如  
 き戦の又難きを嘗み盡して只一人歸郷したるが如き  
 世界全体の如し讀者須らく省思する所なるべからず

●時事新報（七月廿一日）學藝館出版の日本漂流記  
 の徳川時代我人民が風波のため吹流され海外各地  
 に漂泊して隨々の事象を見聞し種々の困難を嘗みたる  
 實録の記事を總めたるものなり

●東京日日新聞（七月廿一日）忠孝仁義を説て種々  
 阿々野百高言を稱ゆる人愈と稱かず譯し之を以て  
 正成孔明仲連日野阿彌光等の事蹟を讀らば種々教益  
 と雖も唯讀す故に教育の道に類するものも亦多  
 すよ書を讀むべし教育の道に類するものも亦多  
 くの事象を嘗みたるものなり

明治廿六年十月十八日印刷  
 明治廿六年十一月二日出版

版權  
 所有

王を助けて亂民を征伐し或ハ有無を交易して巨萬の富  
 を致すの事述を著く年よりして學問乍よして然然乍よし  
 て聖如たらしむ兒童の好伴出なり

●中央新聞（七月廿三日）小國民の主義石井研堂氏  
 が兒童に海事を知らしめ國民教育の一助と爲さんと  
 博く徳川時代日本漂流人の記録雜記等を搜り其傳記五  
 篇を編纂せしものは是れ日本漂流記第一なり文法暢字  
 句平易而兒童の愛讀し止まらず布くも海事に忠ある  
 もの一讀して以て參考を要するに足らん

●日本（七月二十四日）昨日の海國出で今日日漂  
 流記讀つ海内の人我海軍思想を激さんとするよ由  
 りか邦家の爲めよ喜ぶべきなり此書は近三百年來國の  
 世代に海の内外を譯流し未だ見不知の事を開闢し海へ  
 たる異聞と其人の難苦を記びて功績を國家に與へたる  
 功績を叙す其少年の爲めよ謀るの用意意を喜ぶべし

○第一編の出るや、譯談の材料を寄せ、或ハ書を寄せて  
 材料を貸さんとを照會されたる譯談多し。譯て此よ鳴  
 謝す。尙ほ譯談の獎勵よりして、寸志を大成せんと希  
 望の至りよ堪へざるなり。

編者敬白

（正價金貳拾五錢）

著作者 石井民司  
 東京府北豐島郡谷中本村

發行者 高橋省三  
 神田區錦町二丁目五番地

印刷者 島連太郎  
 京橋區西組屋町廿六七番地  
 秀英會館

發行所 學齡館  
 神田區錦町二丁目五番地

取扱所 學齡館支部  
 大坂南久太郎町

特別大賣捌 前川善兵衛  
 大坂南久實寺町

大 賣 捌 所

●京橋區尾張町

●京橋區彌左衛門町

●日本橋區小網町

●名古屋玉屋町

●西京佛光寺町

●西京新町竹屋町

●札幌市

●神戶元町

●九州熊本市

●鹿児島市

●筑前博多

●全

●長崎市

●仙臺市

東海堂

巖文堂

信文堂

川瀨代助

東枝律書房

便利堂

玉振堂

船井新聞店

長崎次郎

吉田幸兵衛

森岡商店

積善館支店

安中半三郎

木村文助

東京區各區圖書店

